
第2次

新座市配偶者等からの

暴力防止及び被害者支援

基本計画

平成29年度～平成32年度



平成29年3月

新 座 市

はじめに



配偶者や恋人等の親密な関係にあるパートナー又はパートナーであった人から振るわれる暴力（以下「DV」という。）は、個人の尊厳を傷つけ、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

DVの被害者は圧倒的に女性が多く、このことは、男女が共に対等なパートナーであるという意識の欠如、社会的地位や経済力の格差など、今日に至るまでの社会構造が主な要因となっています。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るため、国は、平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を制定しました。かつては家庭内の問題として捉えられていましたが、これにより「DVは人権侵害である。」という認識が社会に定着しました。

本市では、平成24年に「新座市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を策定し、DVの根絶に向け、これまで各種の施策を積極的に推進してきましたが、当該計画の計画期間が平成28年度末で満了することに伴い、この度、「第2次新座市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を策定しました。

この計画に基づき、DVの防止から被害者の保護、自立支援に至るまで切れ目のない施策を推進するとともに、関係機関や民間支援団体とも連携し、配偶者等からの暴力のない安心で安全なまちづくりをより一層推進してまいります。

市民の皆様には、この計画の策定の趣旨を御理解いただくとともに、DVを許さない、見逃さない社会の構築のため、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本計画の策定に当たりまして、貴重な御提言を頂きました新座市男女共同参画審議会の委員の皆様や、御協力を賜りました市民の皆様にご心から感謝を申し上げます。

平成29年3月

新座市長 並木 傑

第1章 計画の概要	3
1 計画策定の趣旨・目標	5
2 計画の基本課題	5
3 計画の位置付け	6
4 対象とする暴力	6
5 計画の期間	7
6 計画の推進	7
第2章 DVをめぐる現状	9
1 国の取組	11
2 埼玉県取組	11
3 新座市の取組	12
4 新座市の現状	13
第3章 計画の内容	19
1 施策の体系	21
2 施策の展開	23
基本課題1 DV根絶のための啓発・教育	23
基本課題2 DV被害者の早期発見と相談体制の充実	24
基本課題3 DV被害者の安全確保と自立支援の充実	26
基本課題4 関係機関との連携	28
基本課題5 調査・研究の推進	29
資料編	31
1 第2次新座市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画策定についての諮問・答申 ..	33
2 新座市男女共同参画審議会委員名簿	34
3 計画策定の経過	35
4 新座市男女平等意識・実態調査	36
5 関係法令等	37
新座市男女共同参画推進条例	37
新座市ドメスティック・バイオレンス対策庁内連携会議設置要綱	40
新座市ドメスティック・バイオレンス対策ネットワーク会議開催要綱	41
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	42
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（概要） ..	48
児童虐待の防止等に関する法律	52
6 用語解説	60
7 被害者の保護や支援を行う関係機関	62
8 DV相談窓口一覧	63

◆ 本文中、※印の付いた用語は、資料編「6 用語解説」において詳細に説明しています。

第 1 章 計画の概要



 「※」印が付いている用語は、巻末で解説しています。

1 計画策定の趣旨・目標

ドメスティック・バイオレンス*（以下「DV」という。）は、配偶者や恋人等の親密な関係にあるパートナー又はパートナーであった人から振るわれる暴力のことです。DVは、個人の尊厳を傷つけ、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

そして、その多くが外部からの発見が困難な家庭内で行われるため、潜在化しやすい傾向があり、また、加害者に罪の意識が薄いため、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすい傾向があります。

DVの被害者は圧倒的に女性が多く、このことは、男女が共に対等なパートナーであるという意識の欠如、社会的地位や経済力の格差など、今日に至るまでの社会構造が主な要因となっています。

DVは、かつては家庭内の問題として捉えられていましたが、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律*（以下「DV防止法」という。）」が平成13年に施行され、「DVは人権侵害である」との認識が社会に定着してきました。

また、平成19年に行われたDV防止法の一部改正では、「市町村は、国の定める基本方針に即し、かつ都道府県基本計画を勘案して、市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的計画を定めるよう努めなければならない」と規定されました。

こうした状況を踏まえ、本市では、平成24年に「新座市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（以下「DV防止計画」という。）」を策定し、DVの根絶に向け、各種の施策を積極的に推進してきましたが、当該計画の計画期間が平成28年度末で満了することに伴い、これまでの取組をより一層進めるとともに、新たに第2次DV防止計画を策定するものです。

この計画における目標を次のとおり設定します。

計画の目標

配偶者等からの暴力のない安心で安全なまちづくり

2 計画の基本課題

DVの根絶に向けた取組を総合的かつ計画的に行うために、DVを防止する観点及び被害者を支援する観点から、以下の五つの基本課題を設定します。

- 基本課題1 DV根絶のための啓発・教育
- 基本課題2 DV被害者の早期発見と相談体制の充実
- 基本課題3 DV被害者の安全確保と自立支援の充実
- 基本課題4 関係機関との連携
- 基本課題5 調査・研究の推進

3 計画の位置付け

- 1 この計画は、DV防止法*第2条の3第3項の規定に基づく「市町村基本計画」です。
- 2 この計画は、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針*」に即し、かつ埼玉県が定める「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を勘案して策定する計画です。
- 3 この計画は、「第4次新座市基本構想総合振興計画」や「第3次にいざ男女共同参画プラン」などの諸関連計画との整合性を図った計画です。

4 対象とする暴力

この計画が対象とする暴力は、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、子どもを利用した暴力です。

DV（ドメスティック・バイオレンス）の形態とその具体例

形態	具体例
身体的暴力	殴ること。 蹴ること。 命の危険を感じさせるほどの暴力をふるうこと。 【刑法第204条の傷害や第208条の暴行に該当する違法な行為であり、たとえそれが配偶者間で行われたとしても処罰の対象になります。】
精神的暴力	大声で怒鳴ったり、殴るふりをして脅すこと。 無視をすること。 交友関係や行動を細かく監視すること。 電話、メール、 <u>SNS</u> *等を利用してつきまとうこと。 大切にしているものをわざと壊したり、捨てること。 【精神的な暴力については、その結果、 <u>PTSD（心的外傷後ストレス障害）</u> *に至るなど、刑法上の傷害とみなされるほどの精神障がいに至れば、刑法上の傷害罪として処罰されることもあります。】
性的暴力	避妊に協力しないこと。 脅しや暴力によって、性的な行為を強要すること。 中絶を強要すること。 【夫婦間の性交であっても、刑法第177条の強姦罪に当たる場合があります（夫婦だからといって、暴行・脅迫を用いた性交が許されるわけではありません）。】
経済的暴力	生活費を渡さないなど、経済的に困窮させること。
子どもを利用した暴力	子どもへの暴力をほのめかすこと。 子どもを奪ったり、連れ去ること。 被害者の方が悪いと子どもに思わせるようにふるまうこと。 【子どもの目の前で配偶者に暴力を振るうことは、児童虐待の防止等に関する法律第2条の4では、「児童虐待」に当たります。】

5 計画の期間

この計画の期間は、平成29年度から平成32年度までの4年間とし、社会情勢の変化に対応するため、4年後に見直しを行います。

6 計画の推進

この計画を総合的かつ計画的に推進するため、庁内組織である新座市ドメスティック・バイオレンス対策庁内連携会議[※]や外部の関係機関も含めた新座市ドメスティック・バイオレンス対策ネットワーク会議[※]を開催し、関係機関相互の連携を図ります。

また、各種の施策については、毎年度、進捗状況を把握し、市ホームページ等を用いて広く公表します。

新座市男女共同参画都市宣言

わたくしたちは
性別にとらわれず 性別により差別されず
対等なパートナーとして
自らの意思により
あらゆる分野に共に参画し
責任を担う社会の実現をめざして

ここに 新座市を
男女共同参画都市とすることを宣言します

- 1 家事と育児と介護を共に担う家庭をつくれます
- 1 平等で働きやすい職場をつくれます
- 1 生涯にわたり男女平等意識を育む地域社会をつくれます
- 1 互いを認め思いやり人権を尊重するまちをつくれます
- 1 豊かな環境と平和な社会を願い世界に友情の輪を広げます

平成13年11月1日制定

第2章 DVをめぐる現状



 「※」印が付いている用語は、巻末で解説しています。

1 国の取組

国は、DV^{*}に係る通報、相談、保護及び自立支援等の体制を整備することにより、DV防止及び被害者の保護を図るため、国及び地方公共団体の責務等を規定した「DV防止法^{*}」を平成13年4月に制定しました。

平成16年には、離婚後（事実婚関係の解消後）の暴力や精神的暴力等を保護命令^{*}の対象に含める一部改正を行うとともに、DV対策に関する施策を示した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針^{*}（以下「基本方針」という）」を策定しました。

平成19年の一部改正では、心身に危害を加えるといった脅迫行為も保護命令の対象に含めるとともに、保護命令事項や保護命令による保護対象を拡大しました。また、DV防止に関する基本計画の策定及び配偶者暴力相談支援センター^{*}の設置を市町村の努力義務としました。

さらに、平成25年の一部改正では、生活の本拠を共にする交際相手（婚姻関係における共同生活を営んでいない者を除く。）からの暴力及び被害者についても、DV防止法を準用することとしました。

具体的な取組としては、DVに悩んでいることをどこに相談してよいか分からない被害者に対し、身近な相談窓口を案内する「DV相談ナビ」を平成21年2月から運用しています。これは、全国共通ダイヤルから、最寄り又は希望する地域の相談窓口の電話番号や相談受付時間を案内するもので、DV被害の潜在化を防ぐ役割を果たしています。平成22年2月には、「DV相談ナビ」から相談窓口へ電話を自動転送することが可能となり、速やかに被害者を相談窓口につなぐことができるようにしました。

2 埼玉県の取組

埼玉県は、平成14年2月に策定した「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」において、「女性に対する暴力の根絶」を基本目標の一つとして掲げました。

また、平成18年2月には、「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を策定し、DVの発生防止、被害者の一時保護^{*}、自立支援に取り組んできました。

平成24年7月には、より一層総合的かつ効果的な施策を推進するため、「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第3次）」を策定しました。

3 新座市の取組

新座市は、男女共同参画推進のための基本計画として平成13年3月に策定した「第2次にいざ男女平等行動プラン」において、「女性に対する暴力の根絶」を基本課題の一つとして盛り込んだほか、平成24年3月には、「新座市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を策定し、DV*の根絶に向けて、パープルリボン*運動やDV防止パネル展などの各種事業を積極的に行ってきました。

また、平成23年3月には、DV防止並びに被害者の保護及び自立支援に関し、庁内関係部署が連携し、的確かつ迅速に支援を行うための「新座市ドメスティック・バイオレンス対策庁内連携会議*」を、関係機関及び団体からの意見又は助言を求めるための「新座市ドメスティック・バイオレンス対策ネットワーク*」を併せて設置しました。

さらに、男女共同参画に関する市民の意識と実態を把握するため5年ごとに実施している「新座市男女平等意識・実態調査*」に、DVに関する調査項目を設け、本市におけるDV被害の実態についての調査・研究を進めています。

DVに関する相談については、人権推進課に設置した女性困りごと相談室*で応じています。この相談室では、日常生活の悩みごとを始めとする様々な相談にも対応していますが、相談が進む中でDVが判明することも少なくありません。こうした場合は、相談者が適切な支援を受けられるよう、関係課などと連携しています。

DVに関する相談件数については、女性困りごと相談室と児童福祉課に寄せられる相談は、毎年延べ45～90件程度で推移（13ページ表1参照）しております。しかし、相談しない・相談できない被害者（15ページ表3参照）が多くいるほか、自分自身がDVを受けていることに気づいていない方もいるため、実際には更に多くのDV被害者がいると考えられます。

また、本市が行うDV被害者の緊急時における一時保護*に係る同行支援は年数件程度ですが、市を経由せずに知人や親戚宅に避難する例もあるため、実際には一時保護を要するDV被害者は多くいるものと推測されます。

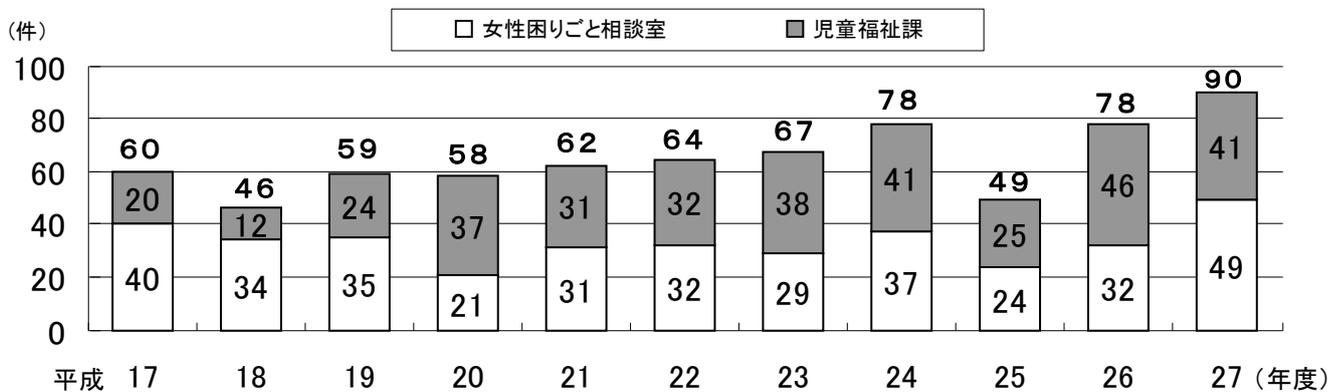


パープルリボンは、女性に対する暴力根絶のシンボルマークです。

4

新座市の現状

1 DVに係る相談件数（表1）



2 新座市男女平等意識・実態調査結果

ここからは、新座市男女平等意識・実態調査報告書からDVに関する設問を抜粋したものです。この調査は、市民の家庭、地域、職場など様々な場面における男女平等に関する意識と実態を把握し、新たな男女共同参画行動計画の基礎資料とするため、平成26年9月に新座市に在住する20歳以上の方2,000人を対象に実施しました。

なお、この調査は、5年に1度実施しています。

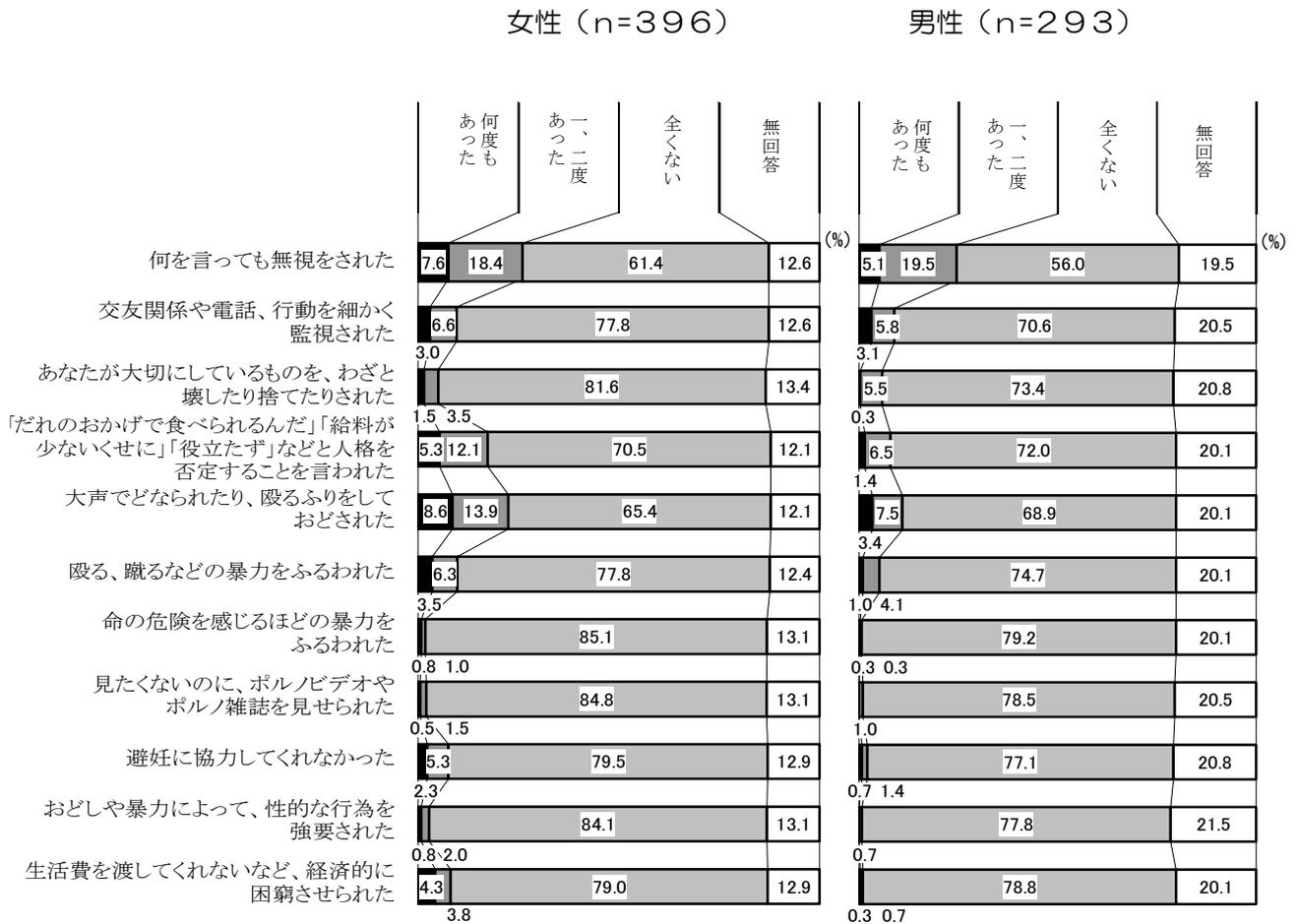
【表の見方】

- (1) 回収数は、894人（女性：456人、男性：356人、回答しない：2人、無回答：80人）。
- (2) 調査結果の比率は、その設問の回答者を基数として、小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。四捨五入の関係で、合計が100%にならない場合があります。
- (3) 複数回答形式の場合、回答比率の合計は通常100%を超えます。
- (4) 図表中の「n」(net)とは、その設問への回答者数を表します。小数点以下第1位まで示した数値は、回答比率(%)です。

(1) DV被害経験（表2）

問 これまでに、あなたの配偶者（パートナー）から、次のようなことをされたことがありますか。
（〇は各項目に一つ）

「何を言っても無視をされた」は女性と男性に大きな差は見られない。また、「大声でどなられたり、殴るふりをしておどされた」、「『だれのおかげで食べられるんだ』『給料が少ないくせに』『役立たず』などと人格を否定することを言われた」、「殴る、蹴るなどの暴力をふるわれた」は女性の割合が男性より高くなっている。

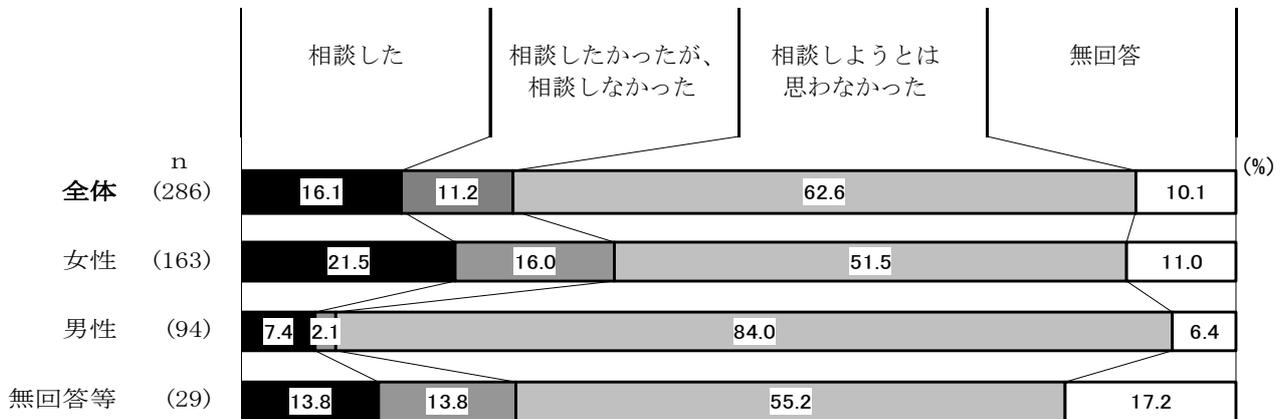


資料：新座市男女平等意識・実態調査（平成26年9月）

(2) 被害時の相談状況（表3）

問 だれかに打ち明けたり、相談したりしましたか。（○は一つ）

「相談しようとは思わなかった」は、男性（84.0%）の割合が高く、女性（51.5%）との差が大きい。また、「相談した」は、女性（21.5%）の割合が男性（7.4%）より高くなっている。



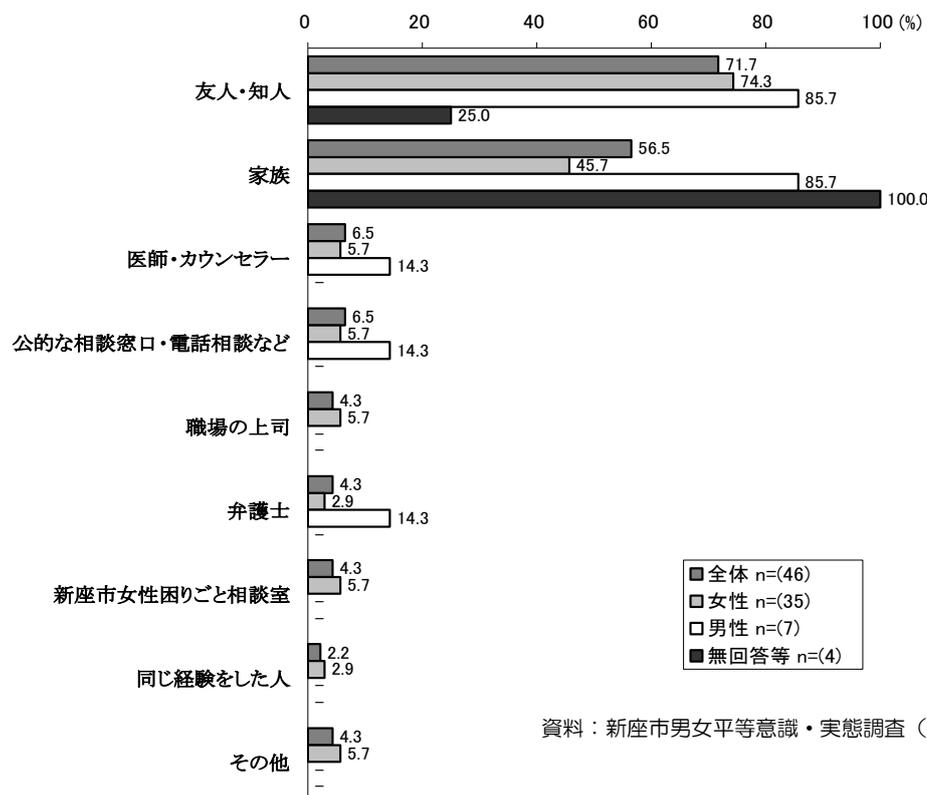
資料：新座市男女平等意識・実態調査（平成26年9月）

(3) 被害時の相談先（表4）

問 実際に、だれ（どこ）に相談しましたか。（あてはまるもの全てに○）

全体では、「友人・知人」が71.7%で最も多く、次いで「家族」（56.5%）、「医師・カウンセラー」、「公的な相談窓口・電話相談など」（ともに6.5%）となっている。

性別では、「家族」に相談した男性（85.7%）の割合が女性（45.7%）より高くなっている。

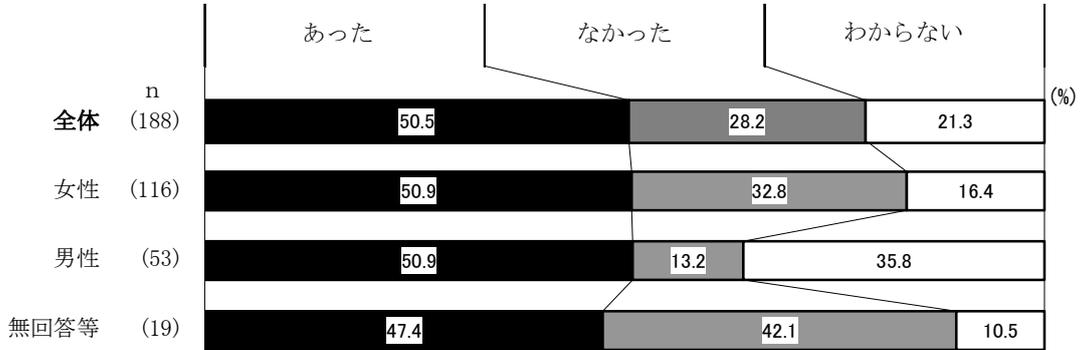


資料：新座市男女平等意識・実態調査（平成26年9月）

(4) DV被害を受けた時の子どもの目撃状況 (表5)

問 DVを受けた時に、子どもはそれを見たことはありましたか。(〇は一つ)

全体では、「あった」が50.5%、「なかった」が28.2%、「わからない」が21.3%となっている。性別では、「あった」は男女で同じ割合であるが、「なかった」は女性(32.8%)が男性(13.2%)より多く、「わからない」は男性(35.8%)が女性(16.4%)より多くなっている。



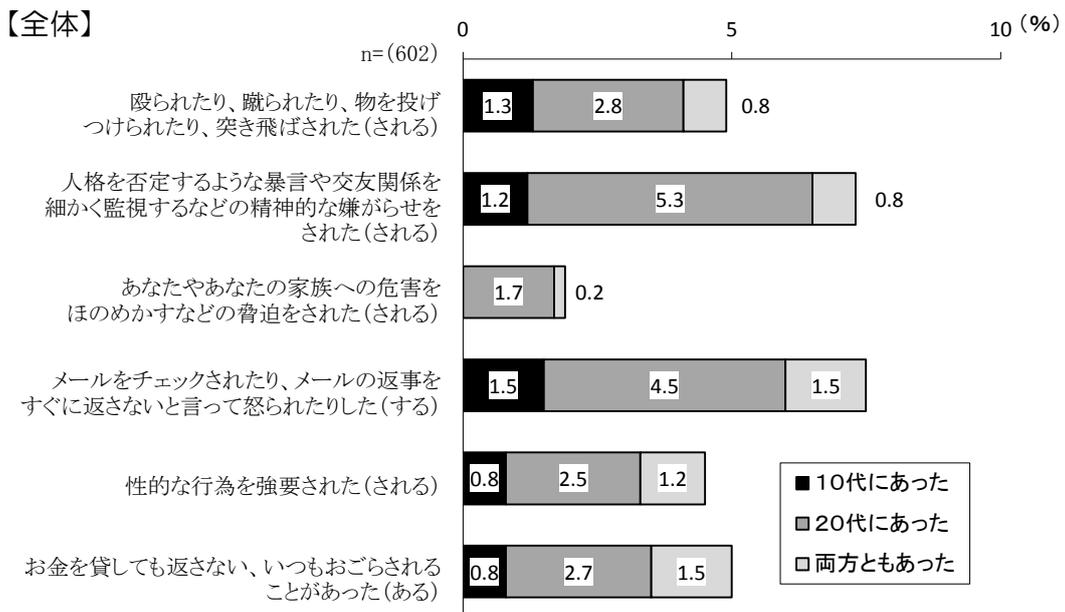
資料：新座市男女平等意識・実態調査（平成26年9月）

(5) デートDVの被害状況 (表6)

問 10代、20代の時に、交際相手から以下のようなことをされたことがありますか。

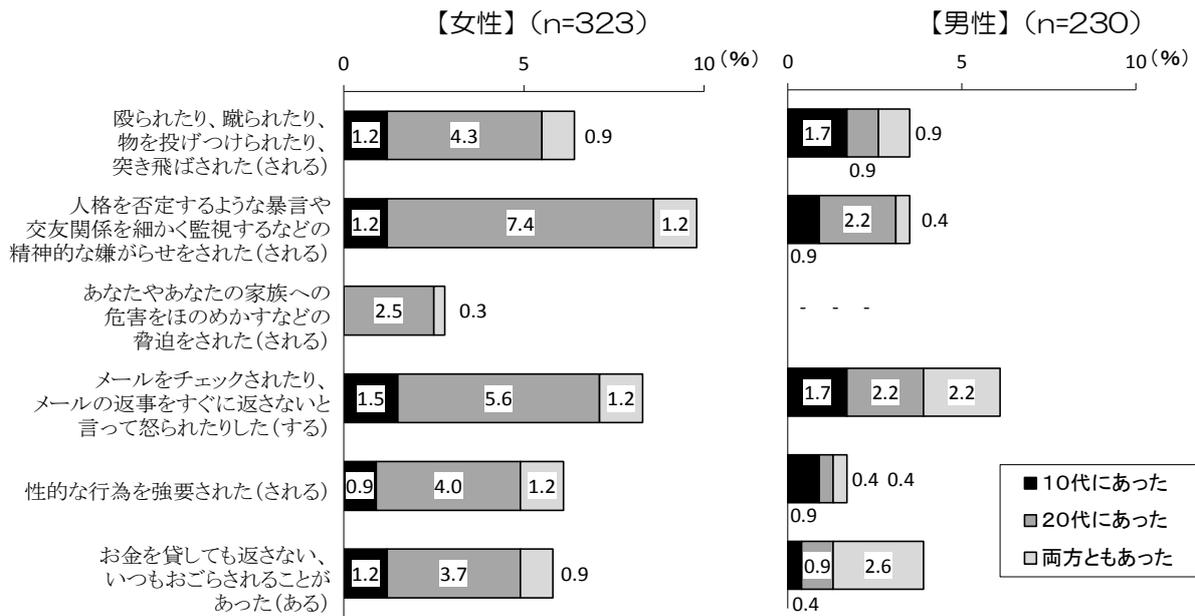
(〇は各項目に一つ)

被害経験(「10代にあった」+「20代にあった」+「両方ともあった」としては、「メールをチェックされたり、メールの返事をすぐに返さないと言って怒られたりした(する)」(7.5%)、「人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせをされた(される)」(7.3%)となっている。



資料：新座市男女平等意識・実態調査（平成26年9月）

【性別】



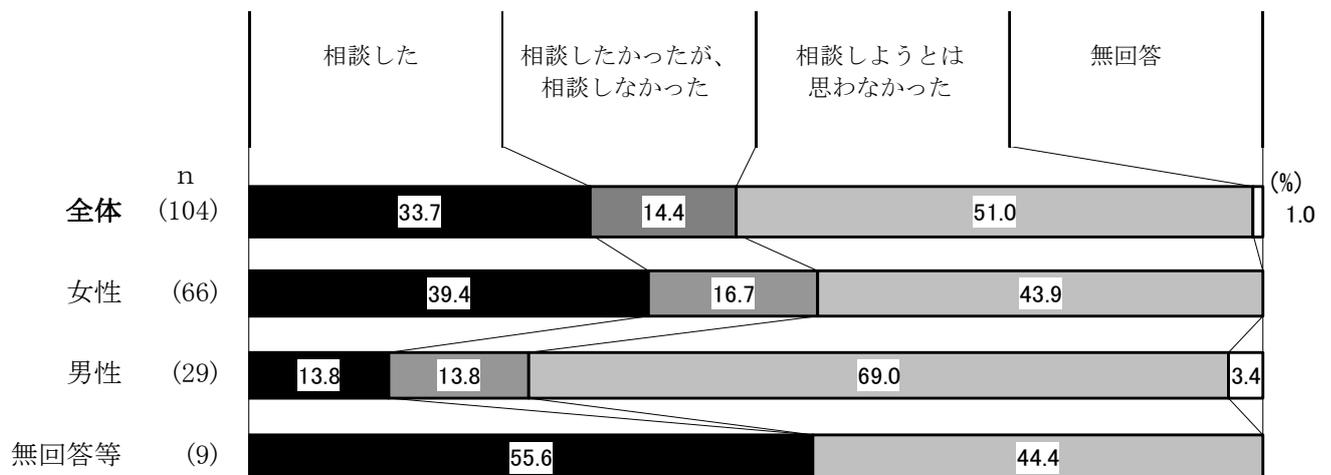
資料：新座市男女平等意識・実態調査（平成26年9月）

(6) デートDVの相談状況（表7）

問 だれかに打ち明けたり、相談したりしましたか。（○は一つ）

全体では、「相談しようとは思わなかった」は51.0%、「相談した」は33.7%、「相談したかったが、相談しなかった」が14.4%となっている。

性別では「相談しようとは思わなかった」は男性（69.0%）が女性（43.9%）より多く、「相談した」は女性（39.4%）が男性（13.8%）より多くなっている。

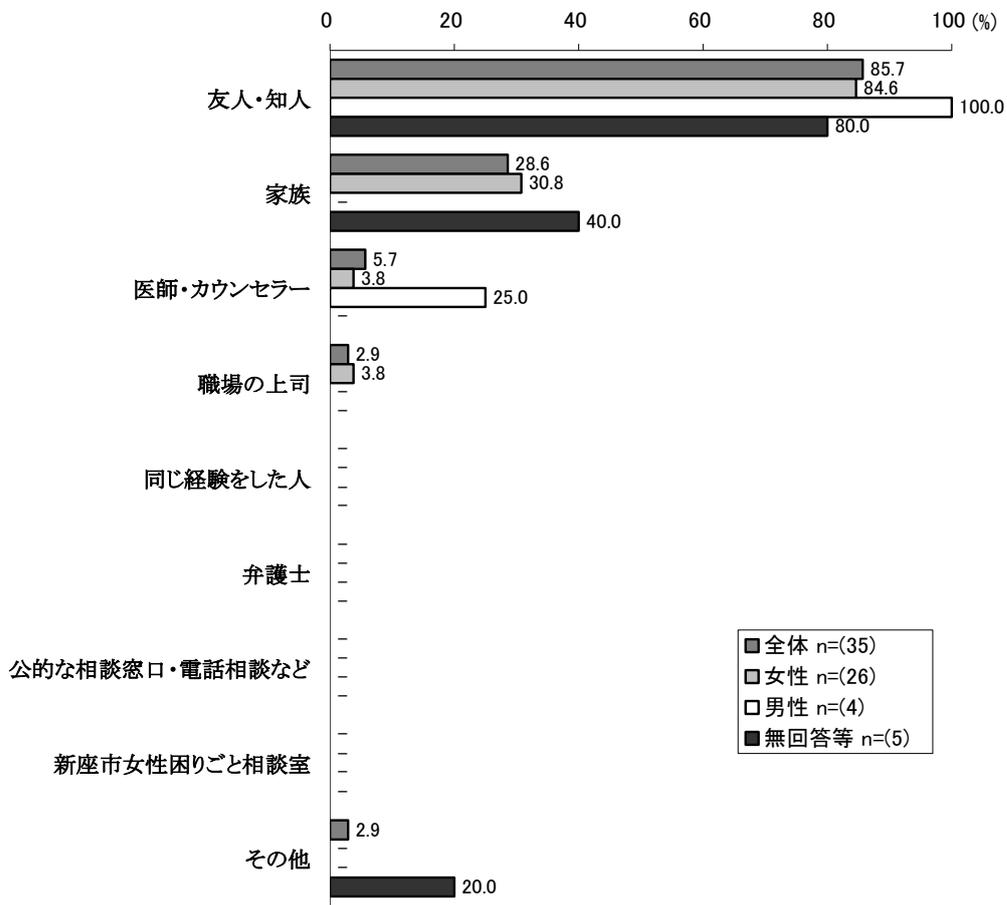


資料：新座市男女平等意識・実態調査（平成26年9月）

(7) デートDVの相談先 (表8)

問 実際に、だれ(どこ)に相談しましたか。(あてはまるもの全てに○)

全体では、「友人・知人」が85.7%で最も多く、次いで「家族」(28.6%)となっている。
性別では、男女とも「友人・知人」が最も多い。



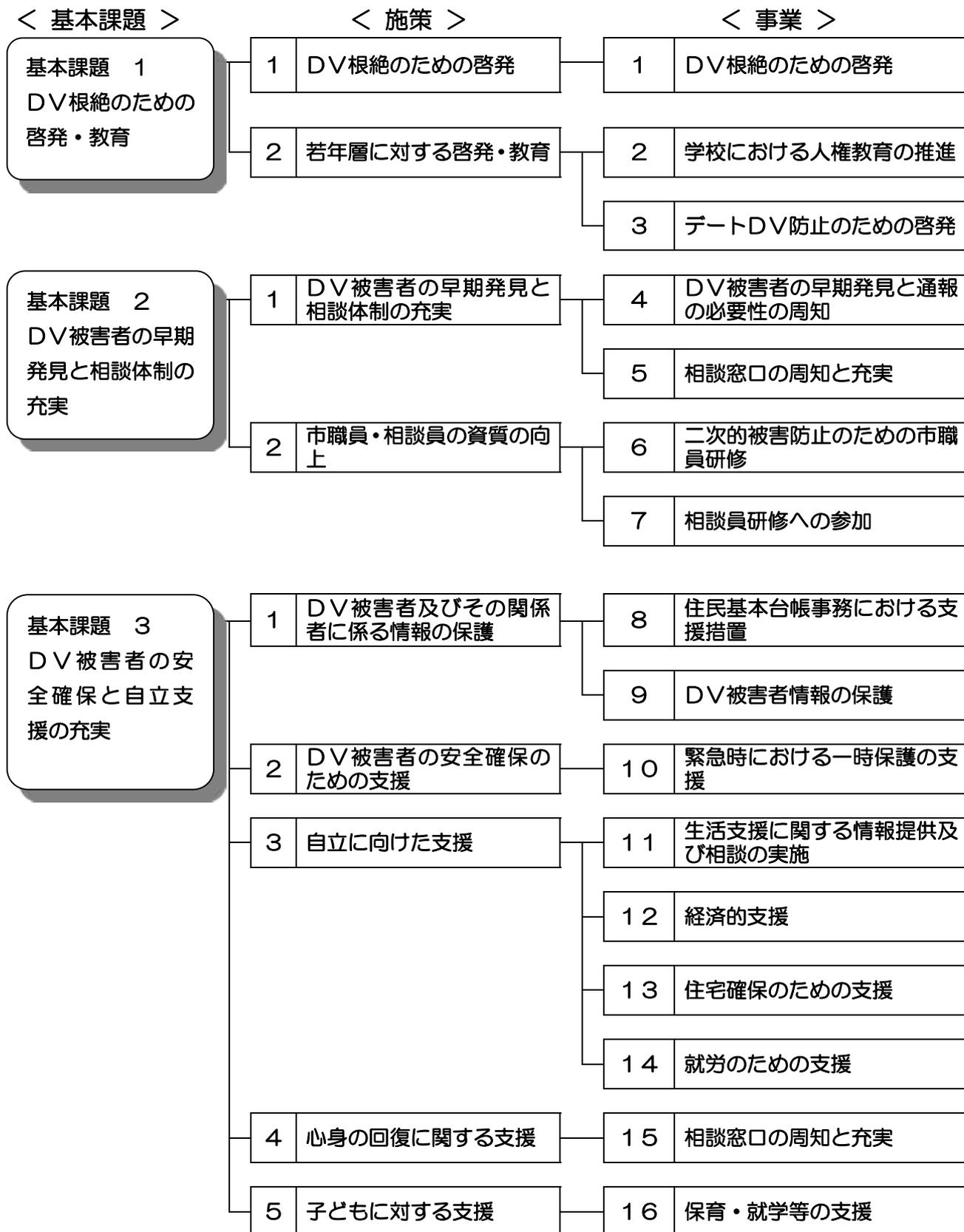
資料：新座市男女平等意識・実態調査（平成26年9月）

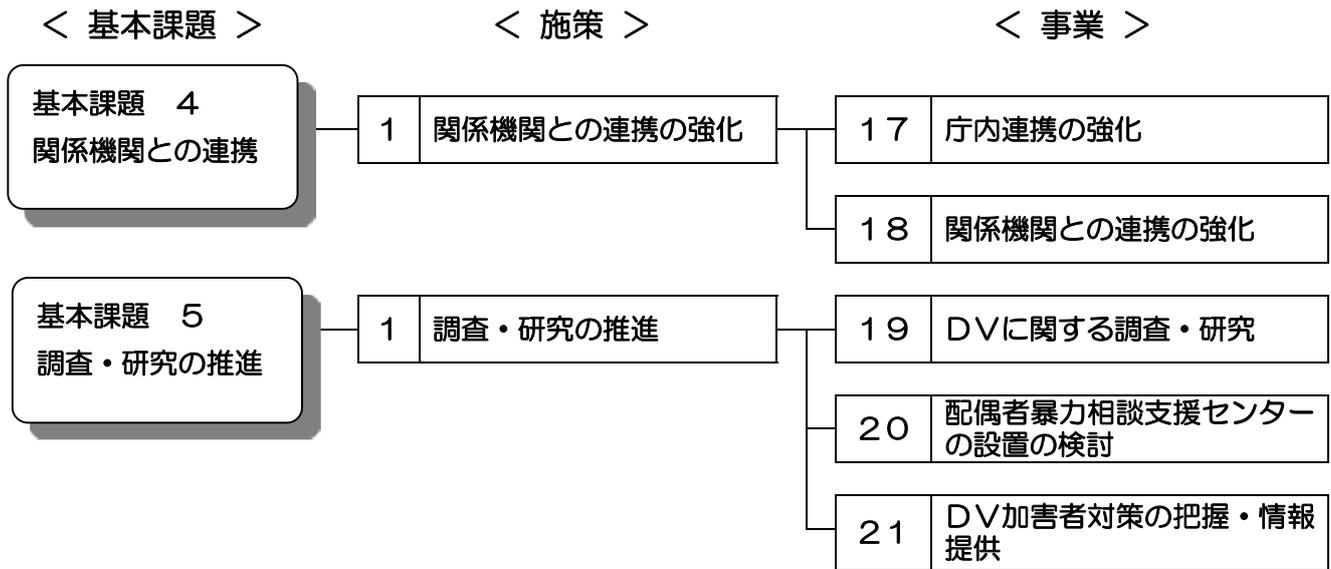
第3章 計画の内容



 「※」印が付いている用語は、巻末で解説しています。

1 施策の体系





2

施策の展開

基本課題1：DV根絶のための啓発・教育

DV防止法^{*}施行後、DV^{*}は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されない行為であるとの認識が社会に定着してきました。その一方で、男女が共に対等なパートナーであるという意識の欠如や力で人間関係をコントロールしようとする考え方は、根強く残っています。また、DVは家庭内の問題として見過ごされ、潜在化しやすい傾向があります。

さらに、交際相手からの暴力である「デートDV^{*}」が10代、20代の若いカップルの間でも起こり、問題となっています。インターネットやスマートフォンの普及等の社会情勢を踏まえ、リベンジポルノ^{*}の被害者・加害者になってしまわないようSNS^{*}等を利用する際の注意点などに留意し、デートDV防止のための啓発に取り組みます。

DV根絶のためには、市民一人ひとりがDVに関する正しい知識を持ち、個人の尊厳を傷つけるDVは許さないという意識を持つことが大切です。誰もが被害者や加害者にならないよう、DVを身近な問題として考えるための啓発を積極的に行うとともに、子どもの発達段階に応じたDV根絶のための教育を推進します。

施策 1	DV根絶のための啓発
-------------	-------------------

事業	担当課
1 DV根絶のための啓発 市民一人ひとりがDVを身近な問題として考え、被害者にも加害者にもならないよう、広報にいざや市ホームページ、講演会等を通じた啓発を行う。	人権推進課 男女共同参画推進プラザ 中央公民館

施策 2	若年層に対する啓発・教育
-------------	---------------------

事業	担当課
2 学校における人権教育の推進 児童・生徒の人権尊重意識・男女共同参画意識を高めるための人権教育、男女平等教育、性に関する指導を充実させる。	指導課
3 デートDV防止のための啓発 男女の対等なパートナーシップを理解し、暴力を伴わない人間関係を構築するよう、交際相手からの（への）暴力の問題について考える機会を提供する。	人権推進課 男女共同参画推進プラザ 中央公民館

基本課題2：DV被害者の早期発見と相談体制の充実

DV^{*}は、外部からの発見が困難な家庭内で主に行われるため、潜在化しやすい傾向があります。

自分自身がDV被害者であるという自覚がない場合があるほか、DV加害者への恐怖や世間体を気にして誰にも相談できずにいる場合などがあり、周囲が気付かないうちに被害が深刻化してしまう場合があります。

こうした状況を踏まえ、DV被害を発見しやすい立場にある医療機関や乳幼児健診等を行う保健センター、民生委員・児童委員^{*}、福祉関係窓口、保育所等と協力し、DV被害者の早期発見に努めるとともに、DVを発見した際の通報の必要性について広く市民に周知を行います。

また、女性困りごと相談室^{*}など市民が安心して相談できる窓口の存在を周知するとともに、DV被害者の意思を尊重した上で、関連部署で情報や問題を共有化し、適切かつ迅速に対応できるよう努めます。

このほか、二次的被害^{*}（DV被害者から支援を求められた者の不用意な対応によって、被害者が再度傷つけられること。）が生じないよう県や関係機関が行う研修会に積極的に参加し、市職員や相談員の資質を向上させます。

施策 1	DV被害者の早期発見と相談体制の充実
-------------	---------------------------

事業	担当課
<p>4 DV被害者の早期発見と通報の必要性の周知</p> <p>各相談、訪問、健診（検診）等の事業において、DV被害者を早期発見するよう努める。</p> <p>また、市民、医療関係者、福祉関係者等のほか、市職員に対し、「DV防止法」の規定に基づく通報の意義と必要性について周知を図る。</p>	<p>人権推進課 コミュニティ推進課 生活福祉課 障がい者福祉課 児童福祉課 子育て支援課 長寿支援課 介護保険課 国保年金課 保健センター</p>
<p>5 相談窓口の周知と充実</p> <p>DV被害者が孤立して悩むことのないよう、相談窓口の周知を図る。</p> <p>また、DV相談ハンドブック等を活用し、関係部署での情報共有など、適切な対応を図る。</p> <p>さらに、外国籍の市民が日本語以外でも相談ができるよう、多言語で対応できる相談窓口についての情報提供を行う。</p>	<p>人権推進課 男女共同参画推進プラザ コミュニティ推進課 生活福祉課 障がい者福祉課 児童福祉課 長寿支援課 保健センター</p>

施策 2 市職員・相談員の資質の向上

事業	担当課
6 二次的被害防止のための市職員研修 市職員による二次的被害を防止するため、DVに関する研修を行う。	人事課 人権推進課
7 相談員研修への参加 DV相談に適切に対応できるよう、相談員対象の専門研修に参加する。	人権推進課 障がい者福祉課 児童福祉課 長寿支援課 介護保険課 保健センター 教育相談センター

基本課題3：DV被害者の安全確保と自立支援の充実

DV^{*}被害者の安全を確保することは、被害者の自立支援を行う上で非常に重要です。

DV被害者の身边に危険が及ぶことのないよう、DV被害者の情報は厳密に管理します。

また、DV被害者が、自立した生活を取り戻すためには、心身の回復、住宅や生活費の確保、就労、子どもの就園・就学等の手続等の支援が欠かせません。そのため、緊急時における一時保護^{*}を実施した後も、DV被害者の意思を尊重しながら、切れ目のない支援を行います。

施策 1 DV被害者及びその関係者に係る情報の保護

事業	担当課
8 住民基本台帳事務における支援措置 DV被害者からの申出を受けた場合には、住民基本台帳の閲覧及び住民票の写し・戸籍の附票の写しの交付を制限する。	市民課
9 DV被害者情報の保護 DV加害者からの追及が及ばないよう、DV被害者及びその関係者に係る情報の管理を徹底する。	人権推進課 生活福祉課 障がい者福祉課 児童福祉課 子育て支援課 長寿支援課 介護保険課 国保年金課 保健センター

施策 2 DV被害者の安全確保のための支援

事業	担当課
10 緊急時における一時保護の支援 一時保護が実施されるまでの安全を確保するため、同行・助言などの支援を行うとともに、保護施設と連携し、必要な情報を共有する。	人権推進課 生活福祉課 障がい者福祉課 児童福祉課 長寿支援課

施策 3 自立に向けた支援

事業	担当課
11 生活支援に関する情報提供及び相談の実施 DV被害者の自立に向け、関係部署が連携を図り、生活支援に関する情報提供及び相談を実施する。	人権推進課 生活福祉課 障がい者福祉課 児童福祉課 長寿支援課
12 経済的支援 生活に困窮しているDV被害者に対し、生活保護制度等による適切な経済的支援を行う。	生活福祉課
13 住宅確保のための支援 DV被害者が安心して生活できるよう、県営住宅などについての情報提供を行う。	まちづくり計画課
14 就労のための支援 DV被害者が経済的基盤を確立し、自立した生活を送れるよう、就業に向けた支援を行う。	経済振興課 生活福祉課 児童福祉課

施策 4 心身の回復に関する支援

事業	担当課
15 相談窓口の周知と充実 DV被害者及びその子どもの心身の回復のため、相談窓口の周知を図るとともに、精神保健相談などの各種相談事業の充実を図る。	保健センター

施策 5 子どもに対する支援

事業	担当課
16 保育・就学等の支援 保育園・幼稚園・学校等と連携し、転入園・転入学等の手続の支援を行う。	子育て支援課 学務課

基本課題4：関係機関との連携

DV*被害者の適切な保護と自立支援を行うためには、市の関係部署だけではなく、警察署、婦人相談センター等の関係機関と連携・協力する必要があります。

市では、庁内の関係部署で構成する「新座市ドメスティック・バイオレンス対策庁内連携会議*」、外部の関係機関も含めた「新座市ドメスティック・バイオレンス対策ネットワーク*」を設置しており、これらを活用し、関係者の連携強化を図るとともに、DVに関する必要な情報交換を行います。

施策 1	関係機関との連携の強化
-------------	--------------------

事業	担当課
<p>17 庁内連携の強化</p> <p>DV相談及び支援に関係する部署で構成する新座市ドメスティック・バイオレンス対策庁内連携会議を開催し、関係部署の連携を図る。</p> <p>また、被害者の意向に応じて、関係部署と情報を共有する。</p>	人権推進課
<p>18 関係機関との連携の強化</p> <p>DV被害者に対して適切な支援を行うため、新座市ドメスティック・バイオレンス対策ネットワーク会議を開催し、関係機関及び関係部署の連携を図る。</p> <p>また、DV被害者の転出入に係る市区町村や近隣市等とも連携を図る。</p>	人権推進課

基本課題5：調査・研究の推進

DV防止及び被害者支援に資するために、国、県、他の地方公共団体などにおける調査・研究結果を把握するとともに、市自らも意識・実態調査を行い、DV被害やDV加害の実態などについて把握します。

また、DV被害者支援の在り方、配偶者暴力相談支援センター*の設置、加害者対策などについての調査・研究を進めます。

施策 1 調査・研究の推進

事業	担当課
19 DVに関する調査・研究 DV防止及びDV被害者支援に資するため、実態調査を行うとともに、国・県などの調査・研究結果を把握する。	人権推進課
20 配偶者暴力相談支援センターの設置の検討 配偶者暴力相談支援センターの設置に関し、他市町村の事例等を調査・研究する。	人権推進課
21 DV加害者対策の把握・情報提供 国・県などのDV加害者対策に関する取組等について把握するとともに、情報提供を行う。	人権推進課

資料編



1

第2次新座市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援 基本計画策定についての諮問・答申

新人権発第143号
平成28年9月26日

新座市男女共同参画審議会
会 長 岡村 清子 様

新座市長 並 木 傑

第2次新座市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画について（諮問）
本市では、配偶者等からの暴力（以下「DV」という。）について、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとともに、男女共同参画の推進を阻害するものとの認識の下、新座市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画に基づき、これまでに様々な施策を実施してまいりましたが、本年度は、当該計画の目標年次となりました。

つきましては、DV防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画を新たに策定するものですが、この計画案について、貴審議会の意見を求めます。

平成29年2月20日

新座市長 並 木 傑 様

新座市男女共同参画審議会
会 長 岡村 清子

第2次新座市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画について（答申）
平成28年9月26日付けで諮問されました「第2次新座市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」について、新座市男女共同参画審議会において慎重に審議してまいりました。

この度、「第2次新座市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」の案として取りまとめましたので、答申いたします。

【第9期】 (任期 平成28年9月1日～平成30年8月31日)

氏 名	備 考
岩沢 喜美	舞踊家・文化協会理事
岩瀬 清子	大学生
◎ 岡村 清子	東京女子大学現代教養学部教授
○ 神谷 秀樹	老人デイサービスセンター晴和苑相談員
佐野 美生	専業主婦
高田 有子	清瀬市男女共同参画センター職員
徳野 裕子	十文字学園女子大学人間生活学部健康栄養学科 准教授
平山 清	自由業
矢島 淳子	さいたま市立土合公民館社会教育指導員
吉田 紀生	観光都市づくり推進市民会議委員・文化協会理事

(敬称略・50音順)

◎会長 ○副会長

3 計画策定の経過

月 日	事 項	内 容
平成28年 9月20日	新座市ドメスティック・バイオレンス対策庁内連携会議	計画体系図の検討
9月26日	第1回男女共同参画審議会	審議会に計画案を諮問、体系図の検討
11月14日	第2回男女共同参画審議会	計画中間報告案の検討・決定
12月 5日 ～ 12月20日	市民意見募集	—
平成29年 2月20日	第3回男女共同参画審議会	計画中間報告意見の検討 最終報告案の検討・決定
2月20日	答申	審議会が市に計画案を答申
3月14日	庁議	計画の決定

4 新座市男女平等意識・実態調査

市民の家庭、地域、職場など様々な場面における男女平等に関する意識と実態を調査するために実施したもので、調査結果については、市ホームページ及び公民館等で閲覧することができます。

調査期間	平成26年9月18日(木)～10月3日(金)	
調査対象	新座市に在住する20歳以上の方 2,000人	
調査方法	郵送配布・郵送回収	
回収結果	回収数	894人 (女性:456人、男性:356人、回答しない:2人、無回答:80人)
	有効回収率	44.7%(女性:45.6%、男性:35.6%)
調査内容	(1) 就業 (5) 介護 (9) 自由意見 (2) 家庭生活 (6) 社会参加 (3) 教育 (7) 防災 (4) 人権 (8) 男女平等	

5

関係法令等

◆新座市男女共同参画推進条例

平成12年6月15日 条例第37号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第9条—第16条)

第3章 男女共同参画審議会(第17条—第23条)

第4章 雑則(第24条)

附則

すべて人は平等な存在であり、男性と女性は、対等なパートナーとして互いの人権を尊重しなければならない。

私たちのまち新座においては、にぎ男女平等行動プランを策定する一方、市民自らがその行動指針として新座それいゆアクションプログラムを作成するなど、市民と行政が一体となり男女平等の推進に努めてきた。

しかしながら、現状では、統計や意識調査などが示すように、高い割合を占める核家族世帯の中で出産や子育てを機に就労を中断する女性が多く、性別による固定的な役割分担などに基づく社会の制度や慣行が今なお根強く存在している。

少子・高齢化、情報化、国際化等が急速に進展する社会において、私たちのまち新座が豊かで活力ある都市としてさらに発展を続けるためには、男女が、従来の性別による固定的な役割分担などの概念にとらわれることなく、社会の対等な構成員として、自らの意思と責任によりあらゆる分野の活動に共に参画することが重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の形成を推進し、男性も女性も平等にいきいきと暮らすことができる元気の出るまち新座を築くため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、市の施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利

益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

- (2) 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

- (3) 性と生殖に関する健康と権利 身体に妊娠、出産等の固有の仕組みを有する女性が、身体的、精神的及び社会的に完全に良好な状態にあること並びに妊娠、出産等の意思決定に権利を持つことをいう。

- (4) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

- 3 男女共同参画の推進は、市における施策又は事業者における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。

6 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

3 市は、男女共同参画の推進に当たり、国及び他の地方公共団体、事業者並びに市民と連携して取り組むものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に、自ら積極的に参画するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(セクシュアル・ハラスメント等の禁止)

第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域等において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

2 何人も、身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為は、配偶者等に対しても、これを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担又はセクシュアル・ハラスメント等を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民の意見を聴くとともに、新座市男女共同参画審議会に諮問しなければならない。

3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(事業者及び市民の理解を深めるための措置)

第10条 市は、広報活動等を通じて、基本理念に関

する事業者及び市民の理解を深めるよう適切な措置を講じるものとする。

(事業者及び市民の活動に対する支援)

第11条 市は、事業者及び市民が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

(積極的格差是正措置)

第12条 市は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動について、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、事業者及び市民と協力し、積極的格差是正措置を講じられるよう努めるものとする。

2 市は、審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合にあつては、積極的格差是正措置を講じることにより、できる限り男女の均衡を図るものとする。

(推進体制の整備)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策等について総合的かつ計画的に取り組むための組織の構築及び充実に努めるものとする。

(相談窓口)

第14条 市は、市民が性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合の相談を受けるために窓口を置くものとする。

2 市は、前項の相談を受けた場合においては、他の関係機関等と連携をとり、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(情報の収集及び分析)

第15条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び分析を行うものとする。

(年次報告)

第16条 市長は、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3章 第3章 男女共同参画審議会

(設置)

第17条 男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を審議するため、新座市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第18条 審議会は、市長の諮問に応じ、基本計画に関する事項その他男女共同参画の推進に関する重要事項を審議する。

2 審議会は、その議決により、男女共同参画の推進に関する重要事項について調査研究し、その成果に基づいて、市長に意見を述べ、又は提言することができる。

(組織)

第19条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、男女共同参画の推進に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。この場合において、

市長は、委員の一部を公募により選出するよう努めるものとする。

(任期)

第20条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第21条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第22条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第23条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

第4章 雑則

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成12年7月1日から施行する。ただし、第14条の規定は、同年10月1日から施行する。

附 則(平成20年条例第35号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

◆新座市ドメスティック・バイオレンス対策庁内連携会議設置要綱

(平成23年3月30日市長決裁)

(設置)

第1条 配偶者や恋人等親密な関係にあるパートナーから受ける身体に対する暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力又は子どもを利用した暴力等（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。）の防止並びにDVの被害者の保護及び自立支援（以下「DV対策」という。）について、庁内関係機関が連携し、的確かつ迅速に行うため、新座市事務分掌規則（平成21年新座市規則第16号）第3条の規定に基づき、新座市ドメスティック・バイオレンス対策庁内連携会議（以下「連携会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連携会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) DV対策に関して、庁内の連携及び必要な情報の共有を図ること。
- (2) DV対策に関する機関、団体等と連携し、必要な情報交換を行うこと。
- (3) DV対策に関する啓発及び研修に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、連携会議が必要と認める事項に関すること。

(構成)

第3条 連携会議は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 会長は、総務部人権推進課長の職にある者をもって充てる。
- 3 会長は、連携会議を総括する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 連携会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、特に必要と認めるときは、構成員以外の職員の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 連携会議の庶務は、総務部人権推進課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連携会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年3月30日から実施する。

附 則（平成23年3月31日決裁）

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則（平成26年3月31日決裁）

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

別表（第3条関係）

部 名	職 名
総 務 部	人 事 課 長
	人 権 推 進 課 長
	市 政 情 報 課 長
企画財政部	市 民 税 課 長
市民環境部	市 民 課 長
経済観光部	経 済 振 興 課 長
福 祉 部	生 活 福 祉 課 長
	障 が い 者 福 祉 課 長
	子 育 て 支 援 課 長
	児 童 福 祉 課 長
健康増進部	長 寿 支 援 課 長
	介 護 保 険 課 長
	国 保 年 金 課 長
	保 健 セ ン タ ー 所 長
都市整備部	ま ち づ くり 計 画 課 長
学校教育部	学 務 課 長
	指 導 課 長
	教 育 相 談 セ ン タ ー 室 長

◆新座市ドメスティック・バイオレンス対策ネットワーク会議開催要綱

(平成23年3月30日市長決裁)

(趣旨)

第1条 本市における配偶者や恋人等親密な関係にあるパートナーから受ける身体に対する暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力又は子どもを利用した暴力等（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。）の防止並びにDVの被害者の保護及び自立支援（以下「DV対策」という。）の推進に当たり、関係する機関及び団体からの意見又は助言を求めるため、新座市ドメスティック・バイオレンス対策ネットワーク会議（以下「会議」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 会議において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) DVに関する地域社会への啓発活動に関すること。
- (2) DV対策に関する情報交換及び研修に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、会議への参加を求めるものとする。

- (1) 別表1に掲げる職にある市職員
- (2) 別表2に掲げる機関の職員、構成員又は委員
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(運営)

第4条 会議は、総務部長が座長となる。ただし、総務部長が不在のときは、人権推進課長がその職務を代理する。

2 市長は、必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第5条 会議の参加者及び前条第2項の規定により会議に出席した者は、会議を通じて知り得た個人情報の内容を漏らしてはならない。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、総務部人権推進課において処理する。

(施行の細目)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

別表1（第3条関係）

部名	職名
総務部	総務部長
	人事課長
	人権推進課長
	市政情報課長
市民環境部	市民課長
福祉部	生活福祉課長
	障がい者福祉課長
	子育て支援課長
	児童福祉課長
健康増進部	長寿支援課長
	保健センター所長
学校教育部	学務課長
	指導課長
	教育相談センター室長

別表2（第3条関係）

機 関 名
埼玉県婦人相談センター
埼玉県所沢児童相談所
埼玉県朝霞保健所
埼玉県新座警察署
一般社団法人朝霞地区医師会
新座市民生・児童委員協議会
さいたま人権擁護委員協議会

◆配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年4月13日 法律第31号

目次

前文

第1章 総則(第1条・第2条)

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等(第2条の2・第2条の3)

第2章 配偶者暴力相談支援センター等(第3条—第5条)

第3章 被害者の保護(第6条—第9条の2)

第4章 保護命令(第10条—第22条)

第5章 雑則(第23条—第28条)

第5章の2 補則(第28条の2)

第6章 罰則(第29条・第30条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等
(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者

の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等 (配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- (2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- (3) 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあつては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- (4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- (5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- (6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- (1) 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - (2) 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- (1) 面会を要求すること。

- (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - (4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - (5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する

- 場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。
(管轄裁判所)
- 第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
 - (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
(保護命令の申立て)
- 第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - (2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - (3) 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - (4) 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - (5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治41年法律第53号)第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。
(迅速な裁判)
- 第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。
(保護命令事件の審理の方法)

- 第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。
(保護命令の申立てについての決定等)
- 第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。
(即時抗告)
- 第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられ

- ているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。
(保護命令の取消し)
- 第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。
(第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)
- 第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは

「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

- 第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

- 第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

- 第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

- 第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

- 第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

- 第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

- 第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

- 第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

- 第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- (1) 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- (2) 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- (3) 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- (4) 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。
- (国の負担及び補助)
- 第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。
- (1) 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの
- (2) 市が前条第2項の規定により支弁した費用
- 第5章の2 補則
- (この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれの同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者(第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手

号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項		
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令(前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項(第28条の2において準用する第28条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第7条、第9条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

◆配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針(概要)

平成25年12月26日内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号

※平成26年10月1日 一部改正

第1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。

2 我が国の現状

平成13年4月、法が制定され、基本方針の策定等を内容とする平成16年5月、平成19年7月の法改正を経て、平成25年6月に生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者についても配偶者からの暴力及び被害者に準じて法の適用対象とする法改正が行われ、平成26年1月3日に施行された。

3 基本方針並びに都道府県基本計画及び市町村基本計画

(1) 基本方針

基本方針は、都道府県基本計画及び市町村基本計画の指針となるべきものである。基本方針の内容についても、法と同様、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者について準用することとする。

(2) 都道府県基本計画及び市町村基本計画

基本計画は、第一線で中心となって施策に取り組む地方公共団体が策定するものである。策定に当たっては、それぞれの都道府県又は市町村の状況を踏まえた計画とするとともに、都道府県と市町村の役割分担についても、基本方針を基に、地域の実情に合った適切な役割分担となるよう、あらかじめ協議することが必要である。被害者の立場に立った切れ目のない支援のため、都道府県については、被害者の支援における中核として、一時保護等の実施、市町村への支援、職務関係者の研修等広域的な施策等、市町村については、身近な行政主体の窓口として、相談窓口の設置、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等が基本的な役割として考えられる。

第2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

1 配偶者暴力相談支援センター

都道府県の支援センターは、都道府県における対策の中核として、処遇の難しい事案への対応や専門的・広域的な対応が求められる業務にも注力することが望ましい。市町村の支援センターは、身近な行政主体における支援の窓口として、その性格に即した基本的な役割について、積極的に取り組むことが望ましい。また、民間団体と支援センターとが必要に応じ、機動的に連携を図りながら対応することが必要である。

2 婦人相談員

婦人相談員は、被害者に関する各般の相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うことが必要である。

3 配偶者からの暴力の発見者による通報等

(1) 通報

都道府県及び市町村は、被害者を発見した者は、その旨を支援センター又は警察官に通報するよう努めることの周知を図ることが必要である。医師その他の医療関係者等は、被害者を発見した場合には、守秘義務を理由にためらうことなく、支援センター又は警察官に対して通報を行うことが必要である。

(2) 通報等への対応

支援センターにおいて、国民から通報を受けた場合は、通報者に対し、被害者に支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求めることが必要である。医療関係者から通報を受けた場合は、被害者の意思を踏まえ、当該医療機関に出向く等により状況を把握し、被害者に対して説明や助言を行うことが望ましい。警察において、配偶者からの暴力が行われていると認めた場合は、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者を保護することが必要である。

4 被害者からの相談等

(1) 配偶者暴力相談支援センター

電話による相談があった場合は、その訴えに耳を傾け、適切な助言を行うこと、また、面接相談を行う場合は、その話を十分に聴いた上で、どのような援助を求めているのかを把握し、問題解決に向けて助言を行うことが必要である。

(2) 警察

被害者からの相談において意思決定を支援するなど、被害者の立場に立った適切な対応を行うとともに、相談に係る事案が刑罰法令に抵触すると認められる場合には、被害者の意思を踏まえ捜査を開始するほか、刑事事件として立件が困難であると認められる場合であっても、加害者に対する指導警告を行うなどの措置を講ずることが必要である。被害者から警察本部長等の援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、必要な援助を行うことが必要である。

(3) 人権擁護機関

支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、婦人相談所等一時保護施設への紹介等の援助をし、暴力行為に及んだ者

等に対しては、これをやめるよう、説示、啓発を行うことが必要である。

(4) 民間団体との連携

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間団体では、相談業務、同行支援、自立支援など大きな役割を担っている。

5 被害者に対する医学的又は心理学的な援助等

(1) 被害者に対する援助

婦人相談所において、医師、心理判定員等、支援にかかわる職員が連携して被害者に対する医学的又は心理学的な援助を行うことが必要である。また、被害者が、地域での生活を送しながら、身近な場所で相談等の援助を受けられるよう、支援センターは、カウンセリングを行うことや、専門家や民間団体等と連携し、適切な相談機関を紹介するなどの対応を採ることが必要である。

(2) 子どもに対する援助

児童相談所において、医学的又は心理学的な援助を必要とする子どもに対して、精神科医や児童心理司等が連携を図りながら、カウンセリング等を実施することが必要である。また、学校及び教育委員会並びに支援センターは、学校において、スクールカウンセラー等が相談に応じていること等について、適切に情報提供を行うことが必要である。

(3) 医療機関との連携

支援センターは、被害者本人及びその子どもを支援するに当たって、専門医学的な判断や治療を必要とする場合は、医療機関への紹介、あっせんを行うことが必要である。

6 被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護等

(1) 緊急時における安全の確保

婦人相談所の一時保護所が離れている等の場合において、緊急に保護を求めてきた被害者を一時保護が行われるまでの間等に適当な場所にかくまう、又は避難場所を提供すること等の緊急時における安全の確保は、身近な行政主体である市町村において、地域における社会資源を活用して積極的に実施されることが望ましい。

(2) 一時保護

一時保護は、配偶者からの暴力を避けるため緊急に保護すること等を目的に行われるものであるから、夜間、休日を問わず、一時保護の要否判断を速やかに行う体制を整えることが必要である。また、それぞれの被害者の状況等を考慮し、被害者にとって最も適当と考えられる一時保護の方法及び施設を選定することが必要である。

(3) 婦人保護施設等

婦人保護施設は、適切な職員を配置し、心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うことが必要である。母子生活支援施設は、適切な職員を配置し、子どもの保育や教育等を含め、母子について心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うとともに、退所後についても相談その他の援助を行うことが必要である。

(4) 広域的な対応

都道府県域を越えて一時保護・施設入所がなされる広域的な対応も増加しており、これら地方公共団体間の広域的な連携を円滑に実施することが必要である。

7 被害者の自立の支援

(1) 関係機関等との連絡調整等

支援センターが中心となって関係機関の協議会等を設置し、関係機関等の相互の連携体制について協議を行うとともに、各機関の担当者が参加して、具体的な事案に即して協議を行う場も継続的に設けることが望ましい。また、手続の一元化や同行支援を行うことにより、被害者の負担の軽減と、手続の円滑化を図ることが望ましい。

(2) 被害者等に係る情報の保護

支援センターは、住民基本台帳の閲覧等に関し、被害者を保護する観点から、加害者からの請求については閲覧させない等の措置が執られていることについて、情報提供等を行うことが必要である。また、住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う関係部局においては、閲覧等の制限の対象となっている被害者について、特に厳重に情報の管理を行うことが必要である。

(3) 生活の支援

福祉事務所及び母子・父子自立支援員においては、法令に基づき被害者の自立支援を行うことが必要である。福祉事務所においては、被害者が相談・申請を行う場所や、生活保護の申請を受けて、扶養義務者に対して扶養の可能性を調査する方法や範囲等に関し、被害者の安全確保の観点から適切に配慮することが必要である。

(4) 就業の支援

公共職業安定所や職業訓練施設においては、被害者一人一人の状況に応じたきめ細かな就業支援に積極的に取り組むことが必要である。また、子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談等の活用についても積極的に促すことが必要である。

(5) 住宅の確保

公営住宅の事業主体において、被害者の自立支援のため、公営住宅の優先入居や目的外使用等の制度が一層活用されることが必要である。また、都道府県等においては、身元保証人が得られないことでアパート等の賃借が困難となっている被害者のための身元保証人を確保するための事業の速やかな普及を図ることが望ましい。

(6) 医療保険

婦人相談所等が発行する証明書を持って保険者に申し出ることにより、健康保険における被扶養者又は国民健康保険組合における組合員の世帯に属する者から外れること、また、第三者行為による傷病についても、保険診療による受診が可能であること等の情報提供等を行うことが必要である。

(7) 年金

被害者が年金事務所において手続をとることにより、国民年金原簿等に記載されている住所等が知られることのないよう、秘密の保持に配慮した取扱いが行われること等について、情報提供等を行うことが必要である。

(8) 子どもの就学・保育等

支援センターは、被害者等の安全の確保を図りつつ、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、教育委員会、学校と連絡をとるとともに、被害者に対し、必要な情報提供を行うことが必要である。国においては、市町村に対し、保育所への入所については、母子家庭等の子どもについて、保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱う特別の配慮を引き続き求めるよう努める。また、支援センターにおいては、住民票の記載がなされていない場合であっても、予防接種や健診が受けられることについて、情報提供等を行うことが必要である。

(9) その他配偶者暴力相談支援センターの取組

離婚調停手続等について各種の法律相談窓口を紹介するなど、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずることが望ましい。資力の乏しい被害者が無料法律相談等民事法律扶助制度を利用しやすくするため、日本司法支援センターに関する情報の提供を行うことが望ましい。また、住民票の記載がなされていない場合の介護給付等の扱いについて情報提供を行うことが必要である。

8 保護命令制度の利用等

(1) 保護命令制度の利用

被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、申立先の裁判所や申立書等の記入方法等についての助言を行うとともに、保護命令の手続の中で、申立書や添付した証拠書類の写し等が裁判所から相手方に送付されること、緊急に保護命令を発令しなければ被害者の保護ができない場合において、暴力等の事実など保護命令の発令要件の証明が可能なときは、裁判所に対し、審尋等の期日を経ずに発令するようにその事情を申し出ることができること等について、被害者に対し説明することが必要である。

(2) 保護命令の通知を受けた場合の対応

ア 警察

速やかに被害者と連絡を取り、被害者の意向を確認した上で被害者の住所又は居所を訪問するなどして、緊急時の迅速な通報等について教示することが必要である。また、加害者に対しても、保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行うことが必要である。

イ 配偶者暴力相談支援センター

速やかに被害者と連絡を取り、安全の確保や、親族等への接近禁止命令が出された場合には、当該親族等へその旨連絡すること等、保護命令発令後の留意事項について情報提供を行うことが必要である。また、警察と連携を図って被害者の安全の確保に努めることが必要である。

9 関係機関の連携協力等

(1) 連携協力の方法

被害者の支援のためには、関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組むことが必要である。

(2) 関係機関による協議会等

関係部局や機関の長により構成される代表者会議、被害者の支援に直接携わる者により構成される実務者会議、実際の個別の事案に対応する個別ケース検討会議等、重層的な構成にすることが望ましい。参加機関としては、都道府県又は市町村の関係機関はもとより、関係する行政機関、民間団体等について、地域の実情に応じ、参加を検討することが望ましい。

(3) 関連する地域ネットワークの活用

関連の深い分野における既存のネットワークとの連携や統合により、関連施策との連携協力を効果的かつ効率的に進めることについても、検討することが望ましい。

(4) 広域的な連携

市町村又は都道府県の枠を越えた関係機関の広域的な連携が必要になる場合も考えられることから、あらかじめ、近隣の地方公共団体と連携について検討しておくことが望ましい。

10 職務関係者による配慮・研修及び啓発

(1) 職務関係者による配慮

職務関係者は、配偶者からの暴力の特性等を十分理解した上で、被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。特に被害者と直接接する場合は、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう配慮することが必要である。職務を行う際は、被害者等に係る情報の保護に十分配慮することが必要である。また、被害者には、外国人や障害者である者等も当然含まれていること等に十分留意しつつ、それらの被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。

(2) 職務関係者に対する研修及び啓発

研修及び啓発の実施に当たっては、配偶者からの暴力の特性や被害者の立場を十分に理解した上での対応が徹底されるよう配慮することが必要である。特に、被害者と直接接する立場の者に対する研修及び啓発においては、二次的被害の防止の観点が重要である。

11 苦情の適切かつ迅速な処理

関係機関においては、申し出られた苦情について、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じ、職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たすことが望ましい。

12 教育啓発

(1) 啓発の実施方法と留意事項

啓発の実施に際しては、関係機関が連携協力して取り組むことが効果的だと考えられる。啓発を通じて、地域住民に対して、配偶者からの暴力に関する的確な理解と協力が得られるよう努めることが必要である。

(2) 若年層への教育啓発

配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育等を促進することが必要である。

1.3 調査研究の推進等

(1) 調査研究の推進

国においては、加害者の更生のための指導の方法に関する調査研究について、いかに被害者の安全を高めるか等をその目的とするよう留意して、配偶者からの暴力に関する加害者に対する指導等の実施に向けた調査研究の推進に努める。また、被害者の心身の健康を回復させるための方法等について、配偶者からの暴力の被害の実態把握や被害者の自立支援に寄与するため、調査研究の推進に努める。

(2) 人材の育成等

関係機関は、被害者の支援に係る人材の育成及び資質の向上について、職務関係者に対する研修等を通じ、十分配慮することが必要である。

1.4 民間の団体に対する援助等

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るためには、国、都道府県及び市町村と、民間団体等とが緊密に連携を図りながら、より効果的な施策の実施を図っていくことが必要である。どのような連携を行うかは、それぞれの地域の実情と民間団体等の実態等を踏まえ、それぞれの都道府県又は市町村において判断することが望ましい。

第3 其他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

1 基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価

国及び地方公共団体における施策の実施状況を把握するとともに、基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価を適宜行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 基本計画の策定・見直しに係る指針

(1) 基本計画の策定

基本計画の策定に際しては、その地域における配偶者からの暴力をめぐる状況や施策の実施状況を把握することが必要である。策定に当たっては、基本方針に掲げた各項目の関係部局が連携して取り組むことが望ましい。また、被害者の支援に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取することが望ましい。

(2) 基本計画の見直し等

基本計画については、基本方針の見直しに合わせて見直すことが必要である。なお、計画期間内であっても、新たに基本計画に盛り込むべき事項が生じるなどの場合は、必要に応じ、基本計画を見直すことが望ましい。

◆児童虐待の防止等に関する法律

(平成12年5月24日法律第82号)
最終改正：平成28年6月3日法律第63号

(最終改正までの未施行法令)

平成28年6月3日法律第63号 (一部未施行)

(目的)

第1条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(児童虐待の定義)

第2条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。)がその監護する児童(18歳に満たない者をいう。以下同じ。)について行う次に掲げる行為をいう。

- 1 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 2 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 3 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前2号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 4 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(児童に対する虐待の禁止)

第3条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

(国及び地方公共団体の責務等)

第4条 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援(児童虐待を受けた後18歳となった者に対する自立の支援を含む。第3項及び次条第2項において同じ。)並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭(家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。)で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所等関係機関の職員、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び資質の向上を図るため、研修等必要な措置を講ずるものとする。

4 国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に資するため、児童の人権、児童虐待が児童に及ぼす影響、児童虐待に係る通告義務等について必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。

5 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。

6 児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有するものであって、親権を行うに当たっては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならない。

7 何人も、児童の健全な成長のために、家庭(家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。)及び近隣社会の連帯が求められていることに留意しなければならない。

(児童虐待の早期発見等)

第5条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共

- 団体の施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。
(児童虐待に係る通告)
- 第6条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。
- 2 前項の規定による通告は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条第一項の規定による通告とみなして、同法 の規定を適用する。
- 3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏洩罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。
- 第7条 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第1項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。
(通告又は送致を受けた場合の措置)
- 第8条 市町村又は都道府県の設置する福祉事務所が第6条第1項の規定による通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。
- 1 児童福祉法第25条の7第1項第1号若しくは第2項第1号又は第25条の8第1号の規定により当該児童を児童相談所に送致すること。
- 2 当該児童のうち次条第一項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第九条第1項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は児童福祉法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護の実施が適当であると認めるものを都道府県知事又は児童相談所長へ通知すること。
- (2) 児童相談所が第6条第1項の規定による通告又は児童福祉法第25条の7第1項第1号若しくは第2項第1号若しくは第25条の8第1号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ同法第33条第1項の規定により当該児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせるものとする。
- (3) 前2項の児童の安全の確認を行うための措置、児童相談所への送致又は一時保護を行う者は、速やかにこれを行うものとする。
(出頭要求等)
- 第8条の2 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定により当該児童の保護者の出頭を求めようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該保護者に対し、出頭を求める理由となった事実の内容、出頭を求める日時及び場所、同伴すべき児童の氏名その他必要な事項を記載した書面により告知しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第1項の保護者が同項の規定による出頭の求めに応じない場合は、次条第1項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問その他の必要な措置を講ずるものとする。
(立入調査等)
- 第9条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。
- 2 前項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問は、児童福祉法第29条の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問とみなして、同法第61条の5の規定を適用する。
(再出頭要求等)
- 第9条の2 都道府県知事は、第8条の2第1項の保護者又は前条第一項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。
- 2 第8条の2第2項の規定は、前項の規定による出頭の求めについて準用する。
(臨検、搜索等)
- 第9条の3 都道府県知事は、第8条の2第1項の保護者又は第9条第1項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り

- 又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、当該児童の安全の確認を行い、又はその安全を確保するため、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を捜索させることができる。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による臨検又は捜索をさせるときは、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。
- 3 都道府県知事は、第一項の許可状（以下「許可状」という。）を請求する場合においては、児童虐待が行われている疑いがあると認められる資料、臨検させようとする住所又は居所に当該児童が現在すると認められる資料及び当該児童の保護者が第九条第一項の規定による立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避したことを証する資料を提出しなければならない。
- 4 前項の請求があった場合においては、地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、臨検すべき場所又は捜索すべき児童の氏名並びに有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付の年月日及び裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を都道府県知事に交付しなければならない。
- 5 都道府県知事は、許可状を児童の福祉に関する事務に従事する職員に交付して、第1項の規定による臨検又は捜索をさせるものとする。
- 6 第1項の規定による臨検又は捜索に係る制度は、児童虐待が保護者がその監護する児童に対して行うものであるために他人から認知されること及び児童がその被害から自ら逃れることが困難である等の特別の事情から児童の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることにかんがみ特に設けられたものであることを十分に踏まえた上で、適切に運用されなければならない。
- （臨検又は捜索の夜間執行の制限）
- 第9条の4 前条第1項の規定による臨検又は捜索は、許可状に夜間でもすることができる旨の記載がなければ、日没から日の出までの間には、してはならない。
- 2 日没前に開始した前条第1項の規定による臨検又は捜索は、必要があると認めるときは、日没後まで継続することができる。
- （許可状の提示）
- 第9条の5 第9条の3第1項の規定による臨検又は捜索の許可状は、これらの処分を受ける者に提示しなければならない。
- （身分の証明）
- 第9条の6 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第9条の3第1項の規定による臨検若しくは捜索又は同条第2項の規定による調査若しくは質問（以下「臨検等」という。）をするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- （臨検又は捜索に際しての必要な処分）
- 第9条の7 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第9条の3第1項の規定による臨検又は捜索をするに当たって必要があるときは、錠をはずし、その他必要な処分をすることができる。
- （臨検等をする間の出入りの禁止）
- 第9条の8 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、臨検等をする間は、何人に対しても、許可を受けずにその場所に入ったりすることを禁止することができる。
- （責任者等の立会い）
- 第9条の9 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第9条の3第1項の規定による臨検又は捜索をするときは、当該児童の住所若しくは居所の所有者若しくは管理者（これらの者の代表者、代理人その他これらの者に代わるべき者を含む。）又は同居の親族で成年に達した者を立ち合わせなければならない。
- 2 前項の場合において、同項に規定する者を立ち合わせることができないときは、その隣人で成年に達した者又はその地の地方公共団体の職員を立ち合わせなければならない。
- （警察署長に対する援助要請等）
- 第10条 児童相談所長は、第8条第2項の児童の安全の確認を行おうとする場合、又は同項の一時保護を行おうとし、若しくは行わせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。都道府県知事が、第九条第1項の規定による立入り及び調査若しくは質問をさせ、又は臨検等をさせようとする場合についても、同様とする。
- 2 児童相談所長又は都道府県知事は、児童の安全の確認及び安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ迅速かつ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。
- 3 警察署長は、第1項の規定による援助の求めを受けた場合において、児童の生命又は身体の安全を確認し、又は確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。
- （調書）
- 第10条の2 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第9条の3第1項の規定による臨検又は捜索をしたときは、これらの処分をした年月日及びその結果を記載した調書を作成し、立会人に示し、当該立会人とともにこれに署名押印しなければならない。ただし、立会人が署名押印をせず、又は署名押印することができないときは、その旨を付記すれば足りる。

- (都道府県知事への報告)
- 第10条の3 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、臨検等を終えたときは、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。
(行政手続法の適用除外)
- 第10条の4 臨検等に係る処分については、行政手続法（平成5年法律第88号）第3章の規定は、適用しない。
(審査請求の制限)
- 第10条の5 臨検等に係る処分については、審査請求をすることができない。
(行政事件訴訟の制限)
- 第10条の6 臨検等に係る処分については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第37条の4の規定による差止めの訴えを提起することができない。
(児童虐待を行った保護者に対する指導等)
- 第11条 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第27条第1項第2号の規定により行われる指導は、親子の再統合への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）で生活するために必要な配慮の下に適切に行われなければならない。
- 2 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第27条第1項第2号の措置が採られた場合においては、当該保護者は、同号の指導を受けなければならない。
- 3 前項の場合において保護者が同項の指導を受けないときは、都道府県知事は、当該保護者に対し、同項の指導を受けるよう勧告することができる。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わない場合において必要があると認めるときは、児童福祉法第33条第2項の規定により児童相談所長をして児童虐待を受けた児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させ、同法第27条第1項第3号又は第28条第1項の規定による措置を採る等の必要な措置を講ずるものとする。
- 5 児童相談所長は、第三項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わず、その監護する児童に対し親権を行わせることが著しく当該児童の福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に、児童福祉法第33条の7の規定による請求を行うものとする。
(面会等の制限等)
- 第12条 児童虐待を受けた児童について児童福祉法第27条第1項第3号の措置（以下「施設入所等の措置」という。）が採られ、又は同法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護が行われた場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため必要があると認めるときは、児童相談所長及び当該児童について施設入所等の措置が採られている場合における当該施設入所等の措置に係る同号に規定する施設の長は、厚生労働省令で定めるところにより、当該児童虐待を行った保護者

について、次に掲げる行為の全部又は一部を制限することができる。

- (1) 当該児童との面会
(2) 当該児童との通信
- 2 前項の施設の長は、同項の規定による制限を行った場合又は行わなくなった場合は、その旨を児童相談所長に通知するものとする。
- 3 児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置（児童福祉法第28条の規定によるものに限る。）が採られ、又は同法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童虐待を行った保護者に対し当該児童の住所又は居所を明らかにしたとすれば、当該保護者が当該児童を連れ戻すおそれがある等再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は当該児童の保護に支障をきたすと認めるときは、児童相談所長は、当該保護者に対し、当該児童の住所又は居所を明らかにしないものとする。
- 第12条の2 児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置（児童福祉法第28条の規定によるものを除く。以下この項において同じ。）が採られた場合において、当該児童虐待を行った保護者に当該児童を引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が当該児童の引渡しを求めること、当該保護者が前条第1項の規定による制限に従わないことその他の事情から当該児童について当該施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反し、これを継続することが困難であると認めるときは、児童相談所長は、次項の報告を行うに至るまで、同法第33条第1項の規定により当該児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。
- 2 児童相談所長は、前項の一時保護を行った、又は行わせた場合には、速やかに、児童福祉法第26条第1項第1号の規定に基づき、同法第28条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事に報告しなければならない。
- 第12条の3 児童相談所長は、児童福祉法第33条第1項の規定により、児童虐待を受けた児童について一時保護を行っている、又は適当な者に委託して、一時保護を行わせている場合（前条第一項の一時保護を行っている、又は行わせている場合を除く。）において、当該児童について施設入所等の措置を要すると認めるときであって、当該児童虐待を行った保護者に当該児童を引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が当該児童の引渡しを求めること、当該保護者が第12条第一項の規定による制限に従わないことその他の事情から当該児童について施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反すると認めるときは、速やかに、同法第26条第1項第1号の規定に基づき、同法第28条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事に報告しなければならない。

- 第12条の4 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置（児童福祉法第28条の規定によるものに限る。）が採られ、かつ、第12条第1項の規定により、当該児童虐待を行った保護者について、同項各号に掲げる行為の全部が制限されている場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、6月を超えない期間を定めて、当該保護者に対し、当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身边につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所（通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。）の付近をはいかいしてはならないことを命ずることができる。
- 2 都道府県知事は、前項に規定する場合において、引き続き児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、6月を超えない期間を定めて、同項の規定による命令に係る期間を更新することができる。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による命令をしようとするとき（前項の規定により第1項の規定による命令に係る期間を更新しようとするときを含む。）は、行政手続法第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- 4 第1項の規定による命令をするとき（第2項の規定により第1項の規定による命令に係る期間を更新するときを含む。）は、厚生労働省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。
- 5 第1項の規定による命令が発せられた後に児童福祉法第28条の規定による施設入所等の措置が解除され、停止され、若しくは他の措置に変更された場合又は第12条第1項の規定による制限の全部又は一部が行われなくなった場合は、当該命令は、その効力を失う。同法第28条第3項の規定により引き続き施設入所等の措置が採られている場合において、第1項の規定による命令が発せられたときであって、当該命令に係る期間が経過する前に同条第2項の規定による当該施設入所等の措置の期間の更新に係る承認の申立てに対する審判が確定したときも、同様とする。
- 6 都道府県知事は、第1項の規定による命令をした場合において、その必要がなくなると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、その命令を取り消さなければならない。（施設入所等の措置の解除等）
- 第13条 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、及び当該児童の保護者について児童福祉法第27条第1項第2号の措置が採られた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置を解除しようとするときは、当該児童の保護者について同号の指導を行うこととされた児童福祉司等の意見を聴くとともに、当該児童の保護

者に対し採られた当該指導の効果、当該児童に対し再び児童虐待が行われることを予防するために採られる措置について見込まれる効果その他厚生労働省令で定める事項を勘案しなければならない。

- 2 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、又は児童福祉法第33条第2項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置又は行われた一時保護を解除するときは、当該児童の保護者に対し、親子の再統合の促進その他の児童虐待を受けた児童が家庭で生活することを支援するために必要な助言を行うことができる。
- 3 都道府県知事は、前項の助言に係る事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- 4 前項の規定により行われる助言に係る事務に従事する者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。（施設入所等の措置の解除時の安全確認等）
- 第13条の2 都道府県は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、又は児童福祉法第33条第2項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置若しくは行われた一時保護を解除するとき又は当該児童が一時的に帰宅するときは、必要と認める期間、市町村、児童福祉施設その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、当該児童の家庭を継続的に訪問することにより当該児童の安全の確認を行うとともに、当該児童の保護者からの相談に応じ、当該児童の養育に関する指導、助言その他の必要な支援を行うものとする。（児童虐待を受けた児童等に対する支援）
- 第13条の3 市町村は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設（次項において「特定教育・保育施設」という。）又は同法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業（次項において「特定地域型保育事業」という。）の利用について、同法第42条第1項若しくは第54条第1項の規定により相談、助言若しくはあっせん若しくは要請を行う場合又は児童福祉法第24条第3項の規定により調整若しくは要請を行う場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。
- 2 特定教育・保育施設の設置者又は子ども・子育て支援法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者は、同法第33条第2項又は第45条第2項の規定により当該特定教育・保育施設を利用する児童（同法第19条第1項第2号又は第3号に該当する児童に限る。以下この項において同じ。）又は当該特定地域型保育事業者に係る特定地域型保育事業を利用する児童を選考するときは、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。

3 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその年齢及び能力に応じ十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

4 国及び地方公共団体は、居住の場所の確保、進学又は就業の支援その他の児童虐待を受けた者の自立の支援のための施策を講じなければならない。

(資料又は情報の提供)

第13条の4 地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に係る機関（地方公共団体の機関を除く。）並びに医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(都道府県児童福祉審議会等への報告)

第13条の5 都道府県知事は、児童福祉法第8条第2項に規定する都道府県児童福祉審議会（同条第1項ただし書に規定する都道府県にあっては、地方社会福祉審議会）に、第9条第1項の規定による立入り及び調査又は質問、臨検等並びに児童虐待を受けた児童に行われた同法第33条第1項又は第2項の規定による一時保護の実施状況、児童の心身に著しく重大な被害を及ぼした児童虐待の事例その他の厚生労働省令で定める事項を報告しなければならない。

(親権の行使に関する配慮等)

第14条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、民法（明治29年法律第89号）第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超えて当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。

2 児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。

(親権の喪失の制度の適切な運用)

第15条 民法に規定する親権の喪失の制度は、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護の観点からも、適切に運用されなければならない。（大都市等の特例）

第16条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）及

び同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）並びに児童福祉法第59条の4第1項に規定する児童相談所設置市においては、政令で定めるところにより、指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

(罰則)

第17条 第12条の4第1項の規定による命令（同条第2項の規定により同条第1項の規定による命令に係る期間が更新された場合における当該命令を含む。）に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第18条 第13条第4項の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第3条中児童福祉法第11条第1項第5号の改正規定及び同法第16条の2第2項第4号の改正規定並びに附則第四条の規定は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第2条 児童虐待の防止等のための制度については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成13年12月12日法律第153号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(処分、手続等に関する経過措置)

第42条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第43条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(経過措置の政令への委任)

第44条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成15年7月16日法律第121号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年4月14日法律第三十号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成16年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は児童福祉法の一部を改正する法律(平成16年法律第153号)附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から、附則第3条の規定は同法の施行の日から施行する。

(検討)

第2条 児童虐待の防止等に関する制度に関しては、この法律の施行後3年以内に、児童の住所又は居所における児童の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策、親権の喪失等の制度のあり方その他必要な事項について、この法律による改正後の児童虐待の防止等に関する法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成16年12月3日法律第153号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成17年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

3 第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第3条、第4条、第6条及び第10条(次号に掲げる改正規定を除く。)の規定平成17年4月1日

4 第2条中児童福祉法第59条の4の改正規定及び附則第10条中児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第16条の改正規定 平成18年4月1日

附 則 (平成17年11月7日法律第123号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 附則第24条、第44条、第101条、第103条、第116条から第118条まで及び第122条の規定 公布の日

2 第5条第1項(居宅介護、行動援護、児童デイサービス、短期入所及び共同生活援助に係る部分を除く。)、第3項、第5項、第6項、第9項から第15項まで、第17項及び第19項から第22項まで、第2章第1節(サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。)、第28条第1項(第2号、第4号、第5号及び第8号から第10号までに係る部分に限る。))及び第2項(第1号から第3号までに係る部分に限る。)、第32条、第34条、第35条、第36条第4項(第37条第2項において準用する場合を含む。)、第38条から第40条まで、第41条(指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定に係る部分に限る。)、第42条(指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。)、第44条、第45条、第

46条第1項(指定相談支援事業者に係る部分に限る。))及び第2項、第47条、第48条第3項及び第4項、第49条第2項及び第3項並びに同条第4項から第7項まで(指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。)、第50条第3項及び第4項、第51条

(指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。)、第70条から第72条まで、第73条、第74条第2項及び第75条(療養介護医療及び基準該当療養介護医療に係る部分に限る。)、第2章第4節、第3章、第4章(障害福祉サービス事業に係る部分を除く。)、第5章、第92条第1号(サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給に係る部分に限る。)、第2号(療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給に係る部分に限る。)、第3号及び第4号、第93条第2号、第94条第1項第2号(第92条第3号に係る部分に限る。))及び第2項、第95条第1項第2号(第92条第2号に係る部分を除く。))及び第2項第2号、第96条、第110条(サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。)、第111条及び第112条(第48条第1項の規定を同条第3項及び第4項において準用する場合に係る部分に限る。))並びに第114条並びに第115条第1項及び第2項(サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。))並びに附則第18条から第23条まで、第26条、第30条から第33条まで、第35条、第39条から第43条まで、第46条、第48条から第50条まで、第52条、第56条から第60条まで、第62条、第65条、第68条から第70条まで、第72条から第77条まで、第79条、第81条、第83条、第85条から第90条まで、第92条、第93条、第95条、第96条、第98条から第100条まで、第105条、第108条、第110条、第112条、第113条及び第115条の規定 平成18年10月1日

(罰則の適用に関する経過措置)

第121条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(その他の経過措置の政令への委任)

第122条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成18年6月7日法律第53号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 第195条第2項、第196条第1項及び第199条の3第1項及び第4項、第252条の17、第252条の2第1項並びに第252

条の23の改正規定並びに附則第4条、第6条、第8条から第10条まで及び第50条の規定 公布の日

- 2 第96条第1項の改正規定、第100条の次に1条を加える改正規定並びに第101条、第102条第4項及び第5項、第109条、第109条の2、第110条、第121条、第123条、第130条第3項、第138条、第179条第1項、第207条、第225条、第231条の2、第234条第3項及び第5項、第237条第3項、第238条第1項、第238条の2第2項、第238条の4、第238条の5、第263条の3並びに第314条第1項の改正規定並びに附則第22条及び第32条の規定、附則第37条中地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条第3項の改正規定、附則第47条中旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）附則第2条第6項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第5条の29の改正規定並びに附則第51条中市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第47条の改正規定 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

附 則（平成19年6月1日法律第73号）抄（施行期日）

第1条 この法律は、平成20年4月1日から施行する。

（検討）

第2条 政府は、この法律の施行後3年以内に、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から親権に係る制度の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成20年12月3日法律第85号）抄（施行期日）

第1条 この法律は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年5月25日法律第53号）

この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

附 則（平成24年8月22日法律第67号）抄 この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

附 則（平成26年6月13日法律第69号）抄（施行期日）

第1条 この法律は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。

附 則（平成28年6月3日法律第63号）抄（施行期日）

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 1 第1条のうち児童福祉法の目次の改正規定、同法第1条の改正規定、同法第2条に第1項及び第2項として2項を加える改正規定、同法第1章中第6節を第7節とし、第5節を第6節とする改正規定、同章第4節を同章第5節とする改正規定、同法第10条第1項の改正規定、同法第11条第1項に1号を加える改正規定、同章第3節を同章第4節とする改正規定、同章第

2節を同章第3節とする改正規定、同法第6条の3第4項の改正規定、同法第1章中第1節を第2節とし、同節の前に1節を加える改正規定、同法第23条第1項、第26条第1項第2号、第27条第1項第2号、第33条第1項及び第2項、第33条の2第1項及び第2項、第33条の2の2第1項並びに第33条の3第1項の改正規定、同法第2章第6節中第33条の9の次に1条を加える改正規定並びに同法第33条の10、第33条の14第2項及び第56条第4項の改正規定、第4条中母子及び父子並びに寡婦福祉法第3条の2第1項の改正規定、第5条中母子保健法第5条第2項の改正規定並びに第6条中児童虐待の防止等に関する法律第4条第1項及び第7項、第8条第2項、第10条第1項、第11条第1項及び第4項、第12条の2、第12条の3、第14条第1項並びに第15条の改正規定並びに附則第4条、第8条及び第17条の規定並びに附則第21条中国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第1項及び第8項の改正規定（同条第1項及び第8項中「第1章第6節」を「第1章第7節」に改める部分に限る。） 公布の日

- 2 第1条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第3条の規定（売春防止法第35条第四項を削る改正規定を除く。）及び第6条の規定（同号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第9条の規定、附則第18条中子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第六条第二項の改正規定及び附則第21条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。） 平成28年10月1日（罰則に関する経過措置）

第7条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

第8条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

6 用語解説

あ 行

一時保護

一時的に、配偶者と離れた専用の施設で安全に生活すること。一時保護を行うかどうかは、婦人相談所長が決定する。

さ 行

女性困りごと相談室

新座市男女共同参画推進条例の規定に基づき、市民が性別による差別的取扱い等男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合の相談窓口として、平成12年（2000年）10月に設置した。

女性の人権ホットライン

配偶者やパートナーからの暴力、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為といった女性をめぐる様々な人権問題についての相談を受け付ける専用相談電話のこと。

電話は、最寄りの法務局・地方法務局につながり、女性の人権問題に詳しい法務局職員又は人権擁護委員が相談を受ける。

心的外傷後ストレス障害

（Post Traumatic Stress Disorder/P T S D）

強烈なショック体験、強い精神的ストレスが、こころのダメージとなって、時間がたってからも、その経験に対して強い恐怖を感じる障がいのこと。震災などの自然災害、火事、事故、暴力や犯罪被害などが原因になると言われている。

ソーシャル・ネットワーキング・サービス

（Social Networking Service/S N S）

友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供するコミュニティ型のサービスをいう。

た 行

デートDV

交際相手からの暴力行為のこと。

ドメスティック・バイオレンス

（Domestic Violence/D V）

配偶者等の親密な関係にあるパートナー又はパートナーであった人から振るわれる暴力のこと。身体的暴力のほか、言葉や態度による精神的暴力、生活費を渡

さないなどの経済的暴力、性的行為を強要する性的暴力等がある。

な 行

新座市男女平等意識・実態調査

市民の家庭、地域、職場など様々な場面における男女平等に関する意識と実態を把握し、新たな男女共同参画基本計画の基礎資料とするために5年に1回実施している。直近では平成26年（2014年）9月に実施した。この調査では、新座市に在住する20歳以上の2,000人を対象とし、回収数は894（44.7%）であった。

新座市ドメスティック・バイオレンス対策庁内連携会議

D V防止と被害者の保護及び自立について、市の関係各課が連携し、的確かつ迅速に支援を行うため、課長級職員を委員として平成23年（2011年）3月に設置した。

新座市ドメスティック・バイオレンス対策ネットワーク

D V防止と被害者の保護及び自立について、関係機関と団体が連携して総合的に推進するため、市の関係各課の課長級職員ほか、県婦人相談センター、警察署等の外部機関の職員等も構成員として平成23年（2011年）3月に設置した。会議を開催し、支援に係る情報共有、意見交換等を行っている。

二次的被害

被害者から支援を求められた者の不適切な言動により、被害者が再度傷つけられること。

は 行

パープルリボン

D Vを始めとする様々な暴力をなくそうという国際的なキャンペーンのシンボルのこと。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律【DV防止法】

配偶者等からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とした法律で、平成13年（2001年）に施行された。

平成25年（2013年）の一部改正によって、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても法の適用対象となった。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針

DV防止及び被害者支援に係る都道府県基本計画及び市町村基本計画の策定、関係機関における支援の在り方等について、国の基本方針を示したものである。

配偶者暴力相談支援センター

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための業務を行う施設のこと。都道府県が設置する婦人相談所などがその機能を果たしている。市町村が設置する場合もある。

保護命令

被害者の生命又は身体に危害が加えられることを防止するために、裁判所が配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手に対し出す命令のこと。

ま 行

民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、地域住民からの相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めている。任期は3年間であり、児童委員を兼ねている。

児童委員は、地域の子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。

ら 行

リベンジポルノ

元交際相手や元配偶者の裸などの性的画像を、本人の同意なくインターネット上に掲載するなどの嫌がらせ行為のこと。

7

被害者の保護や支援を行う関係機関

① 安全な生活を確保するための支援の関係機関

相談・避難			相談・被害申告（緊急の場合は通報）	保護命令の申立て・仮処分命令の申立て	受診（ケガ等をした場合）
新座市（女性困りごと相談室など）	配偶者暴力相談支援センター（with you さいたまなど）	民間シェルターなど	警察	地方裁判所	病院
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 相談 ▶ 一時保護の同行支援 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 相談 ▶ 一時保護 ▶ 自立生活の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 相談 ▶ 配偶者暴力相談支援センターから一時保護を委託される場合あり 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 相談 ▶ 被害者の保護 ▶ 加害者の検挙 ▶ ストーカー規制法に基づく警告等 ▶ 警察本部長等の援助 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 保護命令 ▶ 接近禁止命令 ▶ 退去命令 ▶ 仮処分命令 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 被害者の発見 ▶ 治療 ▶ 診断書の作成 ▶ 配偶者暴力相談支援センターなどの情報の提供

② 法的手続きを進めるための支援の関係機関

相談	相談・弁護士の紹介依頼	相談・援助の申込み	離婚調停申立て
新座市（人権推進課）	弁護士会	日本司法支援センター（愛称：法テラス）	家庭裁判所
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 法律相談 		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 弁護士の紹介 ▶ 裁判費用の立替え 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 離婚調停
			<p>調停不成立の場合</p> <p>↓</p> <p>家庭裁判所</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 判決離婚・和解離婚等

③ 自立生活促進のための支援の関係機関

生活拠点の確保	生活資金の確保	住居の確保	子どもを預ける	転校の手続	就職活動	
婦人相談所など	新座市福祉事務所	公営住宅 民間アパート	保育園・保育士など	教育委員会	新座市（経済振興課）	ハローワーク
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 婦人保護施設 ▶ 母子生活支援施設 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 生活保護の受給 ▶ 児童扶養手当等の受給等 		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 子ども家庭支援センター ▶ 一時保育 ▶ トワイライトステイ（放課後～夜間） ▶ ショートステイ 		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 就労相談 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 就職斡旋 ▶ 職業訓練校の紹介

8

DV相談窓口一覧

新座市の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談日時
女性困りごと相談室	048-477-1835 (相談室直通)	月・火・木・金曜日(市役所) 午前9時～午後5時
	048-486-8639 (にいざほっとぷらざ)	第2土曜日(にいざほっとぷらざ) 午前10時～午後6時
女性弁護士による法律相談 【予約制・面接相談】	048-477-1513 (人権推進課)	第2火曜日(市役所) 午前10時～午後3時
		第4火曜日(にいざほっとぷらざ) 午前10時～午後3時
民生委員・児童委員に関すること	048-424-9607 (生活福祉課)	月～金曜日(市役所) 午前8時30分～午後5時15分

埼玉県の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談日時
埼玉県配偶者暴力相談支援センター		
埼玉県婦人相談センター DV相談担当	048-863-6060	月～土曜日/午前9時30分～午後8時30分 日曜日・祝日/午前9時30分～午後5時
埼玉県男女共同参画推進センター (愛称: With You さいたま)	048-600-3800	月～土曜日(第3木曜日を除く) 午前10時～午後8時30分

警察 ※緊急の場合は迷わず110番

相談窓口	電話番号	相談日時
新座警察署生活安全課	048-482-0110	月～金曜日/午前8時30分～午後5時15分
埼玉県警察 犯罪被害者相談センター	0120-381858	
けいさつ総合相談センター	048-822-9110 又は#9110	

その他の機関

相談窓口	電話番号	相談日時
女性の人権ホットライン (さいたま地方務局)	0570-070-810	月～金曜日/午前8時30分～午後5時15分
DV相談ナビ	0570-0-55210	自動音声により最寄りの相談窓口を案内します

※上記の各相談は、原則祝日・年末年始は行っていません。





新 座 市

第2次新座市配偶者等からの
暴力防止及び被害者支援基本計画
【平成29年度～平成32年度】

平成29年3月発行

発行 新座市
編集 新座市総務部人権推進課
〒352-8623 埼玉県新座市野火止一丁目1番1号
Tel 048-477-1513（直通）
URL <http://www.city.niiza.lg.jp/>
